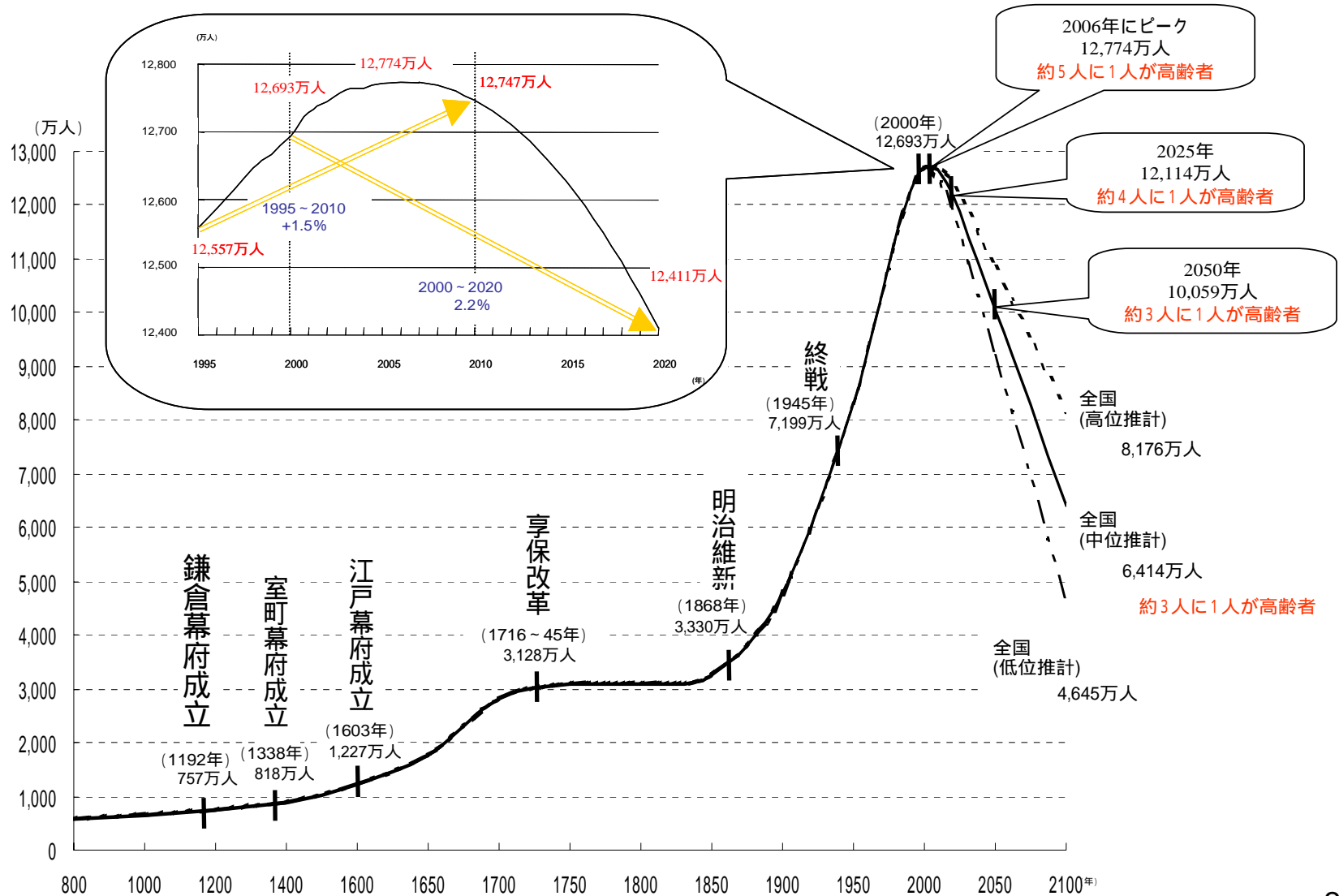


参考資料 目次

- 「持続可能」で「自立的」な地域社会の形成に向けて
 - 人口減少の進展
 - 労働力の減少
 - 地域別の人口構造の将来見通し
 - 地域別人口構成比の将来見通し
 - 現在の生活に対する満足度
 - 現在の生活の充実感
 - 家計金融資産の推移
 - 年齢階級別貯蓄現在高
 - 一都三県の団塊の世代の人口の推移
 - 団塊の世代の地域分布
 - シニア世代の活動と意識
 - 団塊の世代の老後の生活意識
 - 団塊の世代の老後の生活環境についての意識
 - 団塊の世代の子供との同居希望意識
 - Uターンの年齢別傾向
 - 地域への人材の誘致のための措置
 - 自立的な地域社会の維持困難地域
 - 社会保障給付の影響による所得の逆転
- 地域コミュニティの今日的意義とその再編・活性化に向けて
 - ソーシャル・キャピタルについて
 - ソーシャル・キャピタルと市民活動
 - 都道府県別のソーシャル・キャピタル指数
 - 我が国のボランティア参加率の国際比較
 - ボランティア活動動機の比較
- その他
 - 全国総合開発計画の推移及びその関連法・実施法

< 人口減少の進展 >

[我が国の総人口の長期的推移]

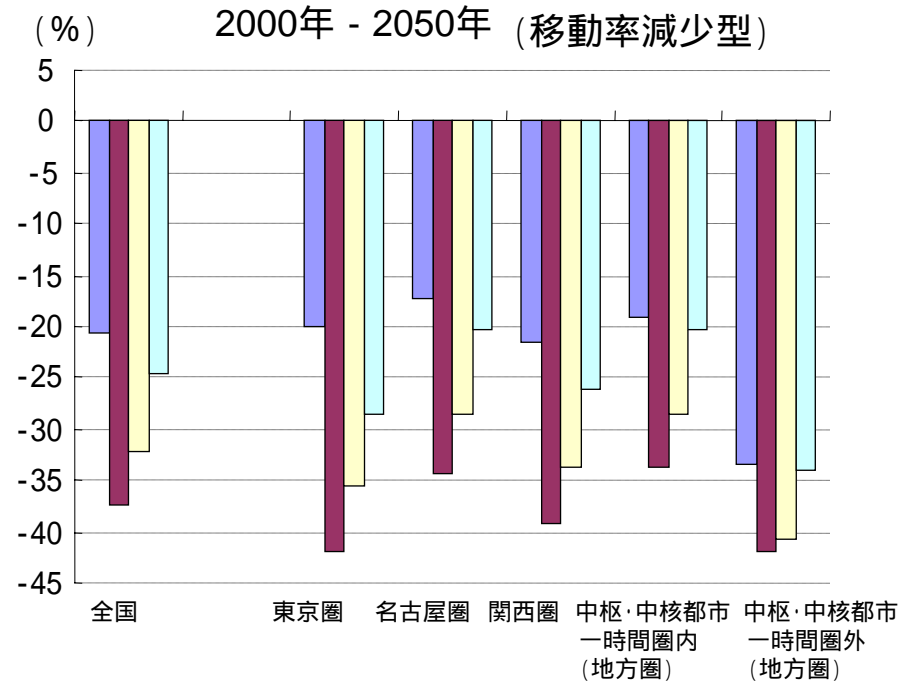
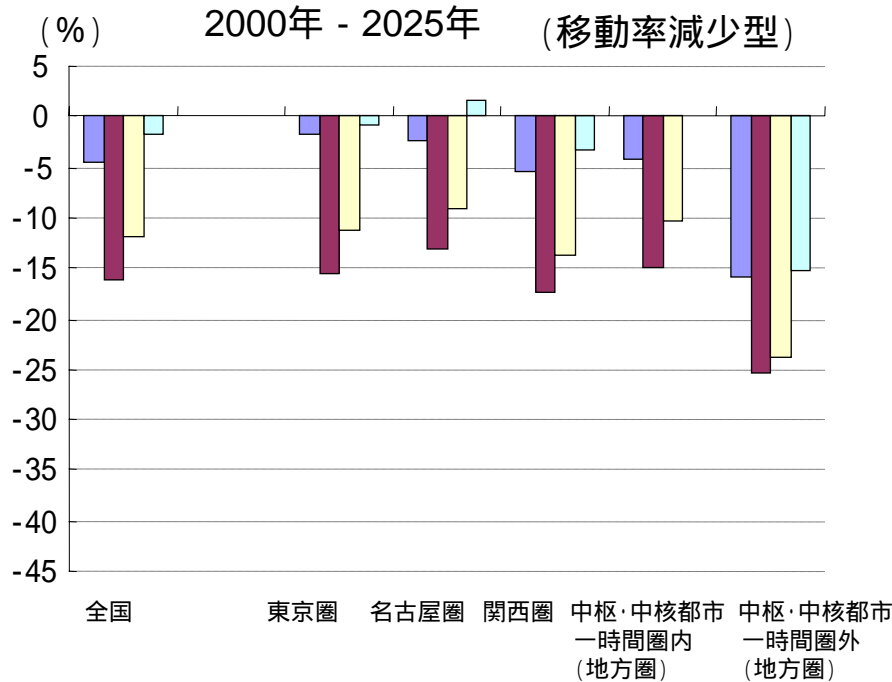


(出典) 総務省「国勢調査報告」、同「人口推計年報」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」、国土庁「日本列島における人口分布変動の長期時系列分析」(1974年)をもとに国土交通省国土計画局作成。

< 労働力の減少 >

急速に人口構成の高齢化が進行するため、今後都市からの遠隔地域に始まり全国の各地域において人口減少を上回る勢いで労働力の減少が進む。

[総人口・生産年齢人口・労働力人口の今後の増減率]



■ 総人口 ■ 生産年齢人口 ■ 労働力人口 (2000年労働力率固定型) ■ 労働力人口 (2000年労働力率変動型)

(出典)総務省「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2002年推計)」をもとに国土交通省国土計画局作成。

(注)1.東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県 関西圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

2.「中枢・中核都市」とは、「都道府県所在市または人口30万人以上」かつ、「昼夜間人口比1以上」の都市(2000年国勢調査)。

3.「1時間圏」の設定は、1998年10月現在の交通ネットワークで新幹線と特急を除く鉄道と道路の利用を前提とし、各市町村間の到達時間を市町村単位に計算したもの。

なお、各市町村の起点終点はそれぞれ市町村役場である。

4.生産年齢人口は、15歳～64歳の人口。

5.2000年の労働力人口実績値は、国勢調査による。

6.将来の労働力人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2002年)」をもとに国土交通省国土計画局で推計した男女別5歳階級別人口(移動率減少型)に都道府県別の労働力率を乗じて算出。

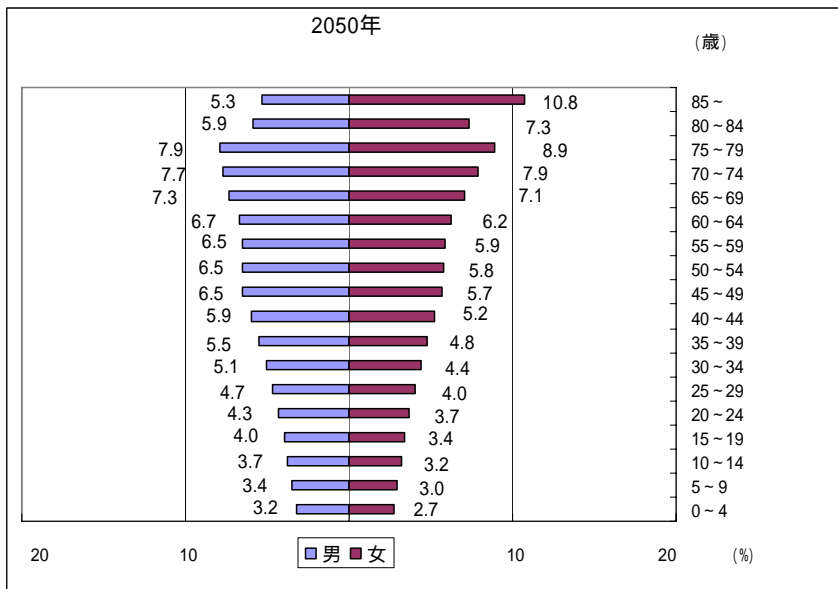
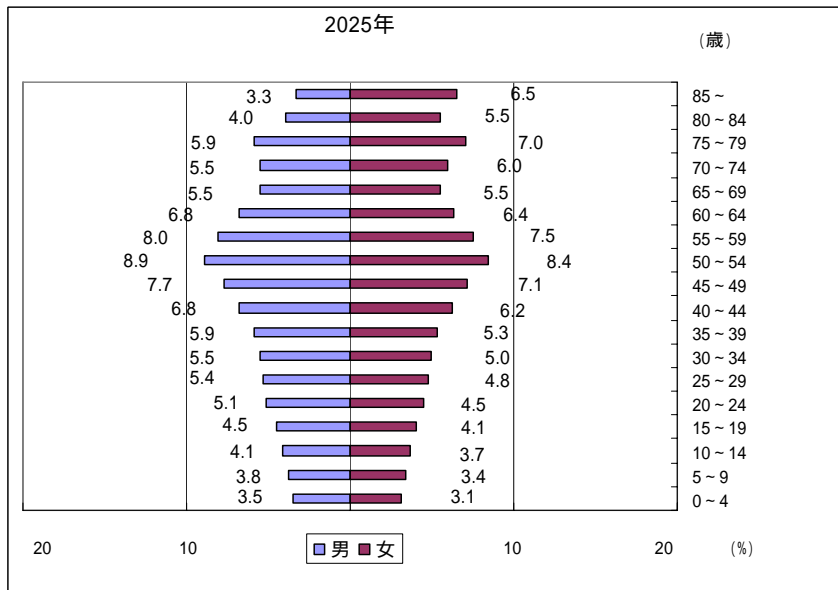
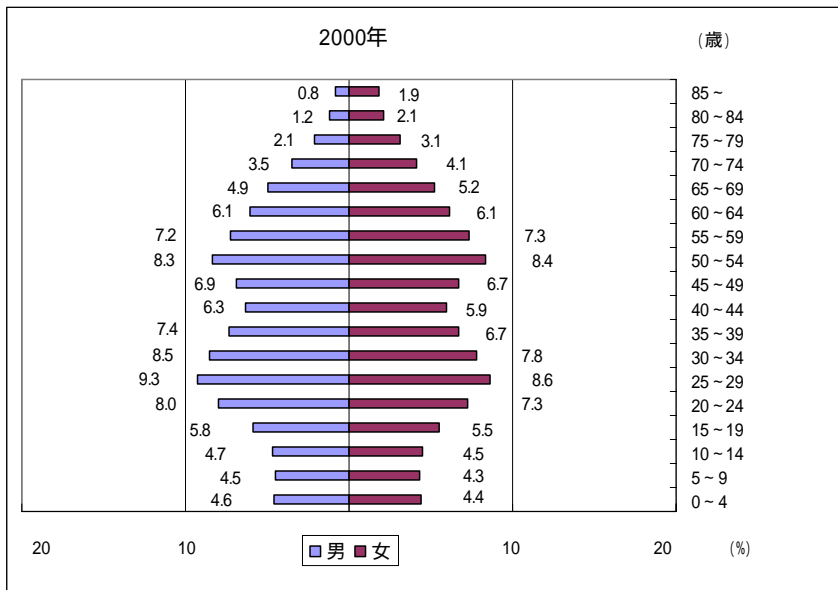
(1)2000年労働力率固定型・・・2000年の労働力率を乗じて算出

(2)労働力率変動型

・女性の25～59歳の労働力率はスウェーデン(主要国中で女性の労働力率が最も高い)の1999年の水準まで上昇する。

・男女とも60～64歳の労働力率は、2000年における55～59歳の水準まで上昇する。

< 地域別の人口構造の将来見通し >

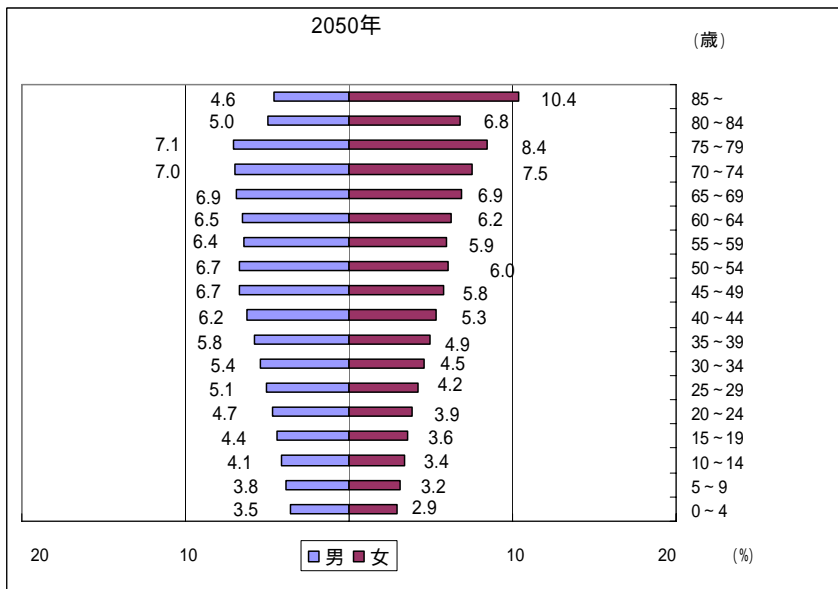
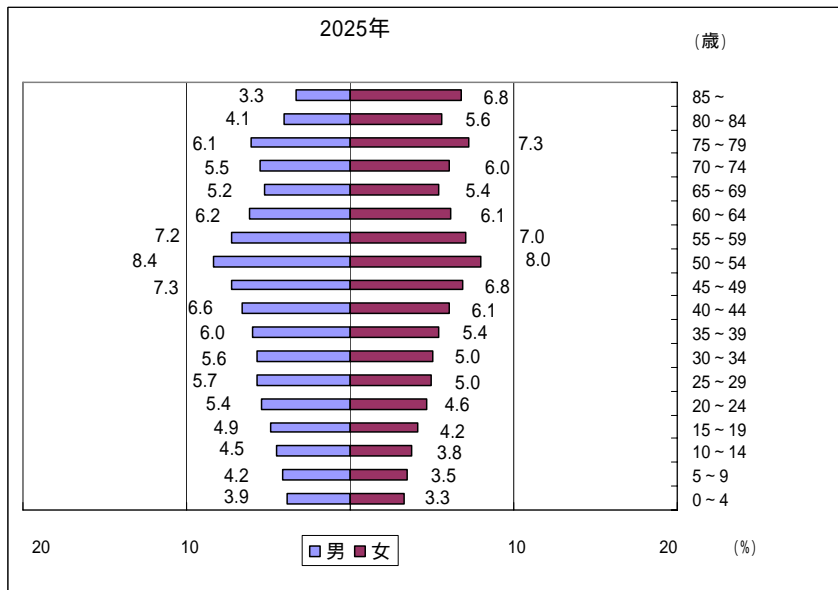
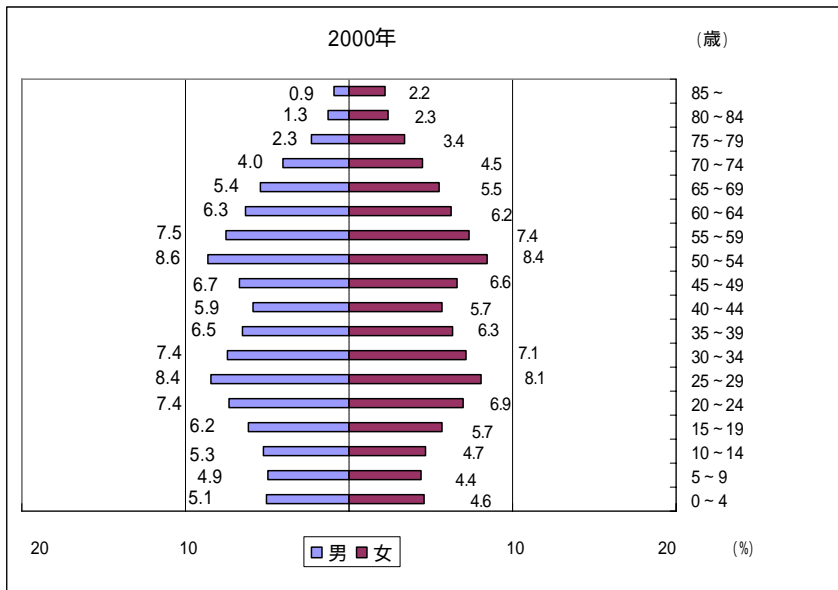


東京大都市圏 一時間圏

(注) 東京大都市圏とは、東京圏 (埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県) のうち、「都県庁所在市又は人口30万人以上」かつ「昼夜間人口比1以上」の都市 (2000年国勢調査による) からの1時間圏内の市町村。一時間圏は、1998年10月現在の交通ネットワークで新幹線と特急を除く鉄道と道路の利用を前提とし、各市町村間の到達時間を市町村単位に計算したもの。

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所資料をもとに国土交通省 国土計画局作成

< 地域別の人口構造の将来見通し >

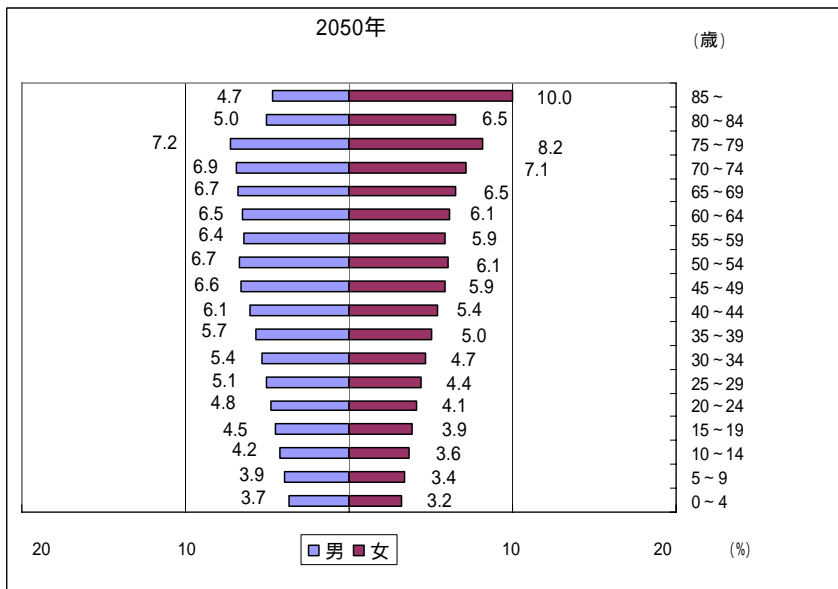
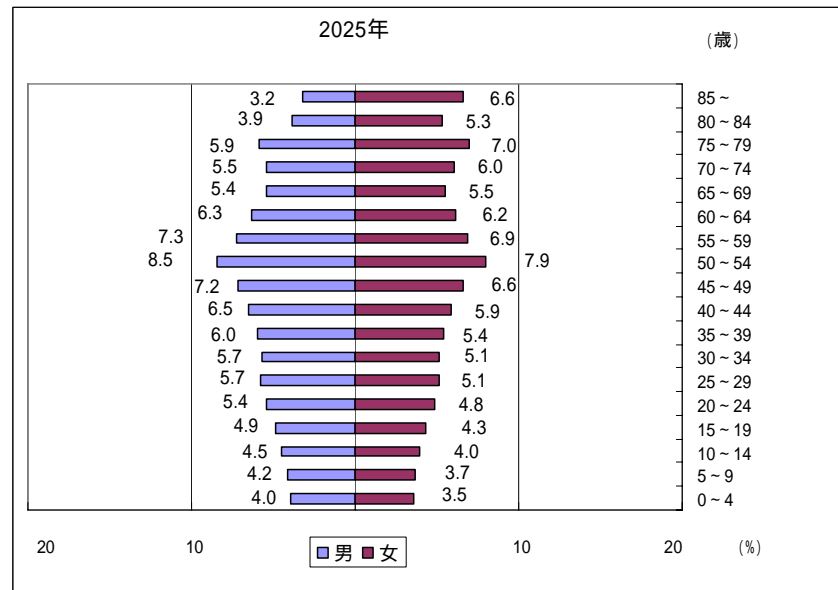
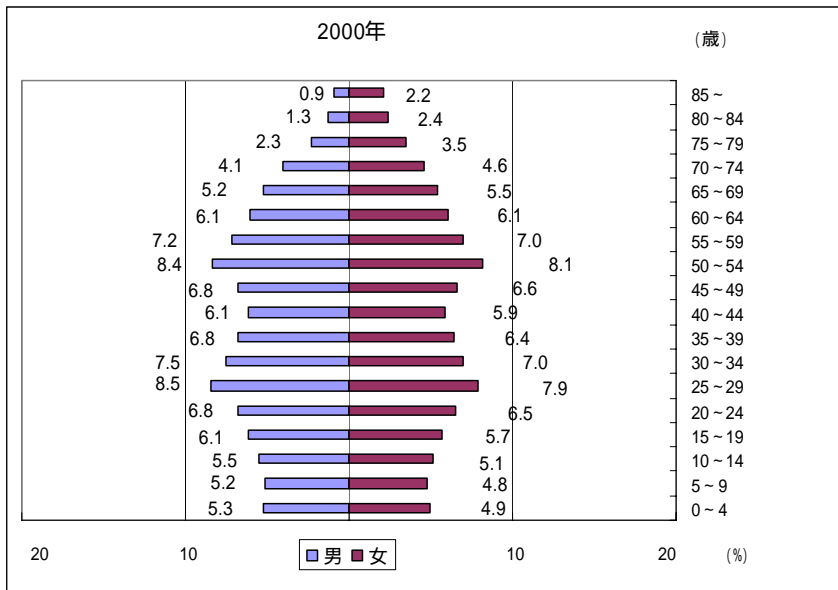


大阪大都市圏 一時間圏

(注)大阪大都市圏とは、関西圏(京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)のうち、「府県庁所在地又は人口30万人以上」かつ「昼夜間人口比1以上」の都市(2000年国勢調査による)からの1時間圏内の市町村。一時間圏は、1998年10月現在の交通ネットワークで新幹線と特急を除く鉄道と道路の利用を前提とし、各市町村間の到達時間を市町村単位に計算したもの。

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所資料をもとに国土交通省国土計画局作成

< 地域別の人口構造の将来見通し >

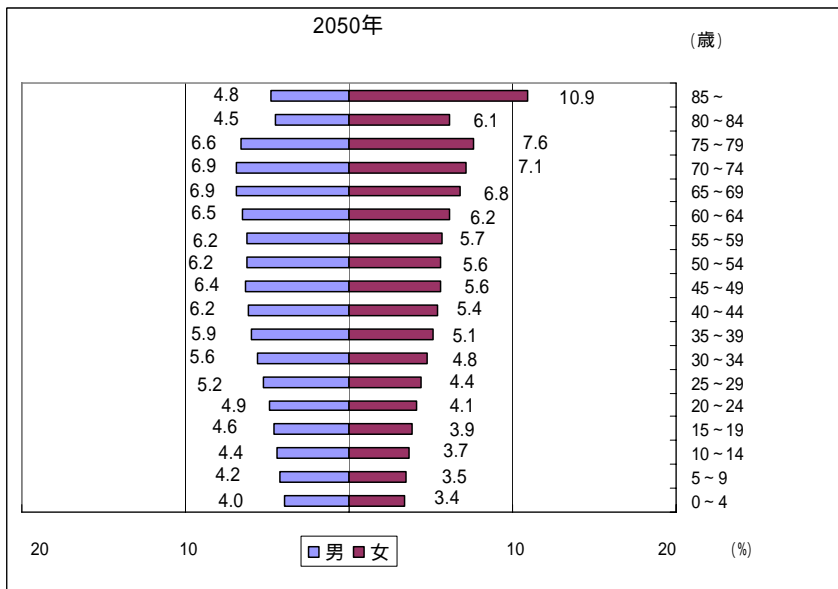
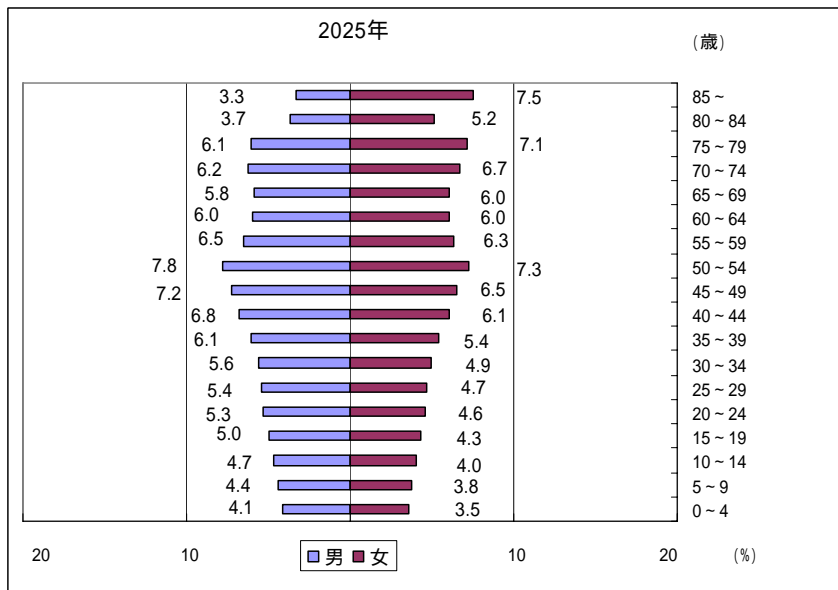
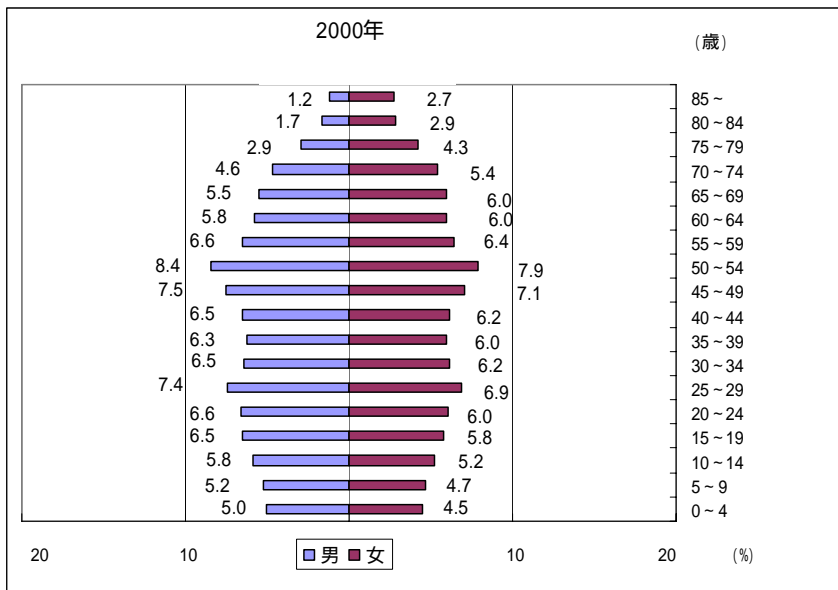


名古屋大都市圏 一時間圏

(注) 名古屋大都市圏とは、名古屋圏(岐阜県、愛知県、三重県)のうち、「県庁所在市又は人口30万人以上」かつ「昼夜間人口比1以上」の都市(2000年国勢調査による)からの1時間圏内の市町村。一時間圏は、1998年10月現在の交通ネットワークで新幹線と特急を除く鉄道と道路の利用を前提とし、各市町村間の到達時間を市町村単位に計算したものの。

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所資料をもとに国土交通省 国土計画局作成

< 地域別の人口構造の将来見通し >

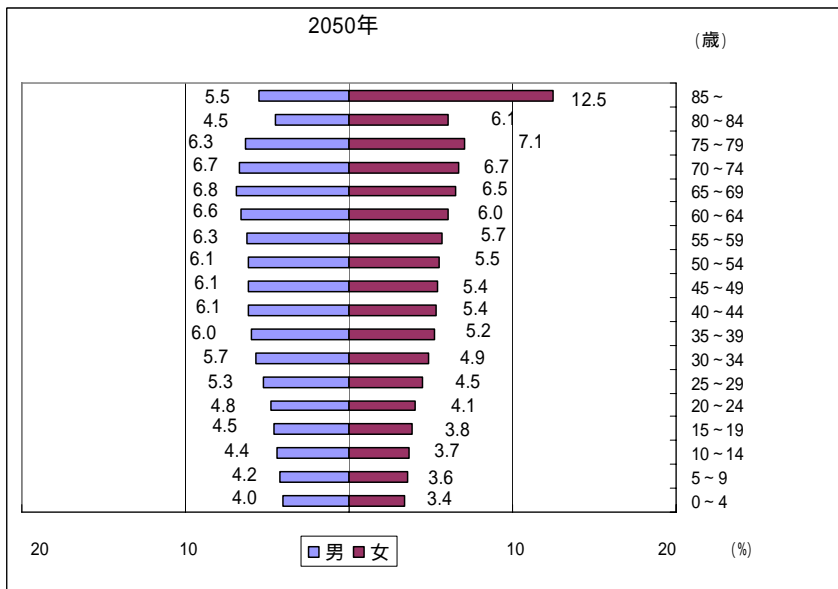
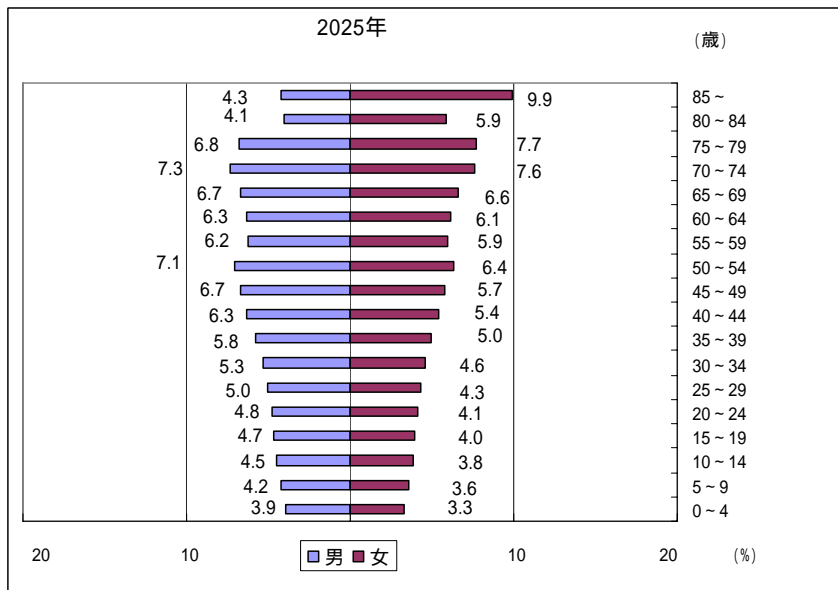
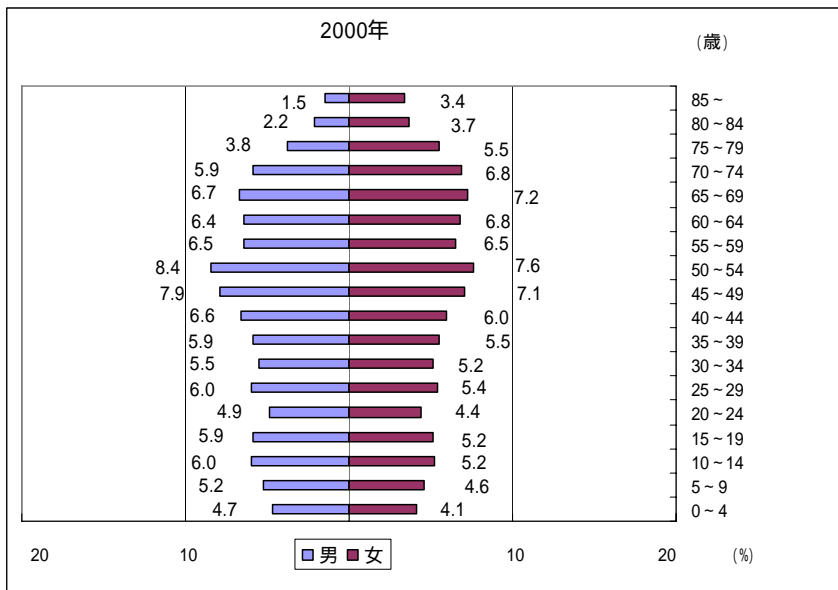


地方中枢・中核都市 一時間圏

(注) 中枢・中核都市とは、「都道府県庁所在市又は人口30万人以上」かつ「昼夜間人口比1以上」の都市(2000年国勢調査による)。一時間圏は、1998年10月現在の交通ネットワークで新幹線と特急を除く鉄道と道路の利用を前提とし、各市町村間の到達時間を市町村単位に計算したもの。

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所資料をもとに国土交通省 国土計画局作成

< 地域別の人口構造の将来見通し >

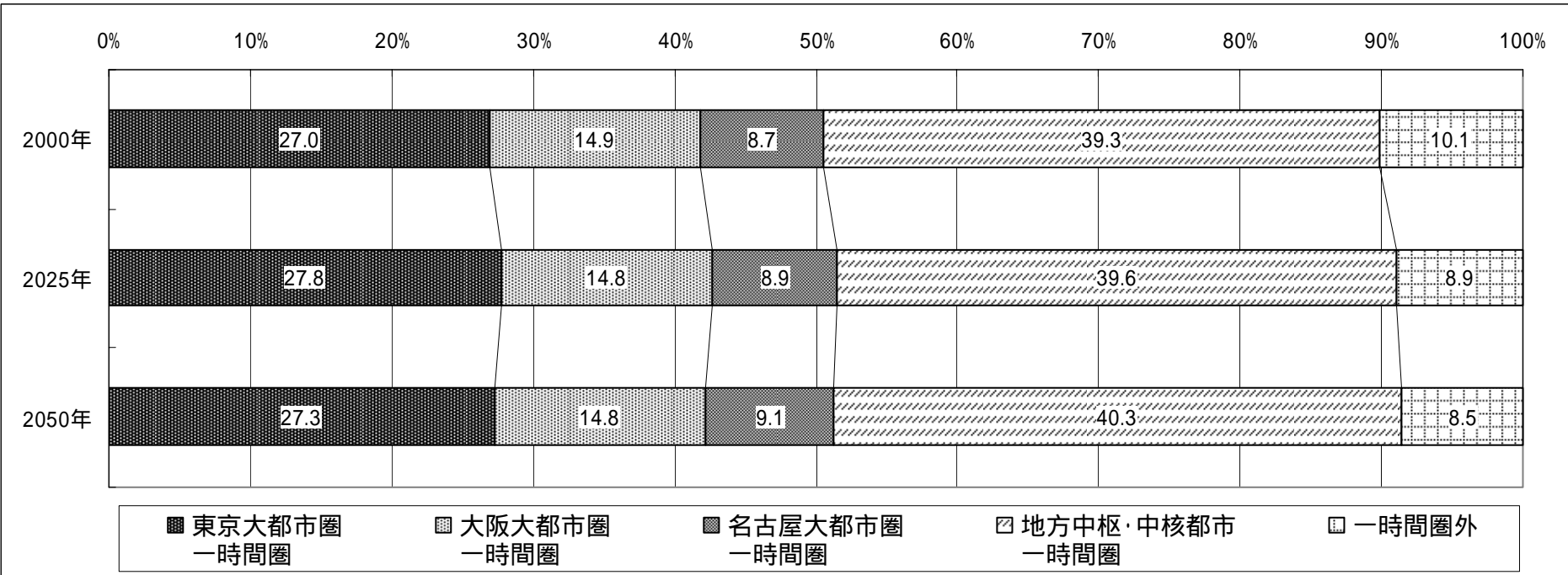


大都市圏、地方中枢・中核都市 一時間圏外

(注) 中枢・中核都市とは、「都道府県庁所在地又は人口30万人以上」かつ「昼夜間人口比1以上」の都市(2000年国勢調査による)。一時間圏は、1998年10月現在の交通ネットワークで新幹線と特急を除く鉄道と道路の利用を前提とし、各市町村間の到達時間を市町村単位に計算したもの。

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所資料をもとに国土交通省
国土計画局作成

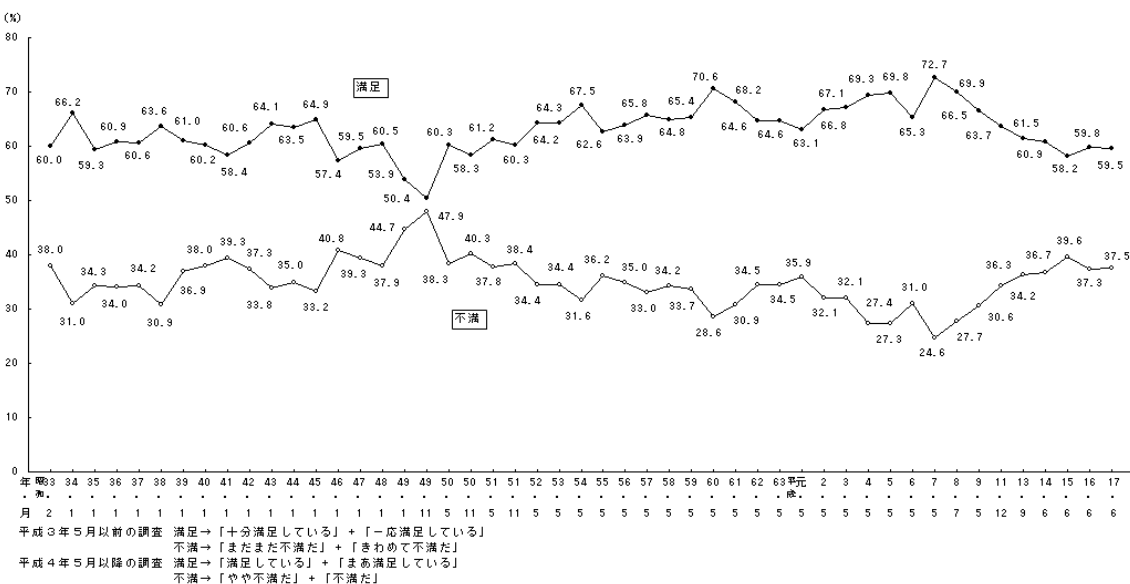
< 地域別人口構成比の将来見通し >



<現在の生活に対する満足度>

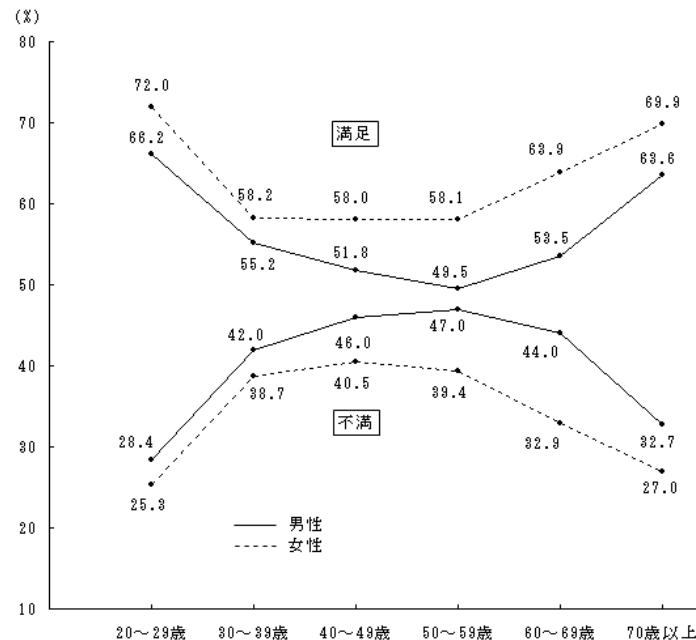
現在の生活に対する満足度は近年低下傾向にあり、性別・年齢別にみると低年齢・高齢者層、女性において満足度が高い。

現在の生活に対する満足度



現在の生活に対する満足度

— 性・年齢別 —

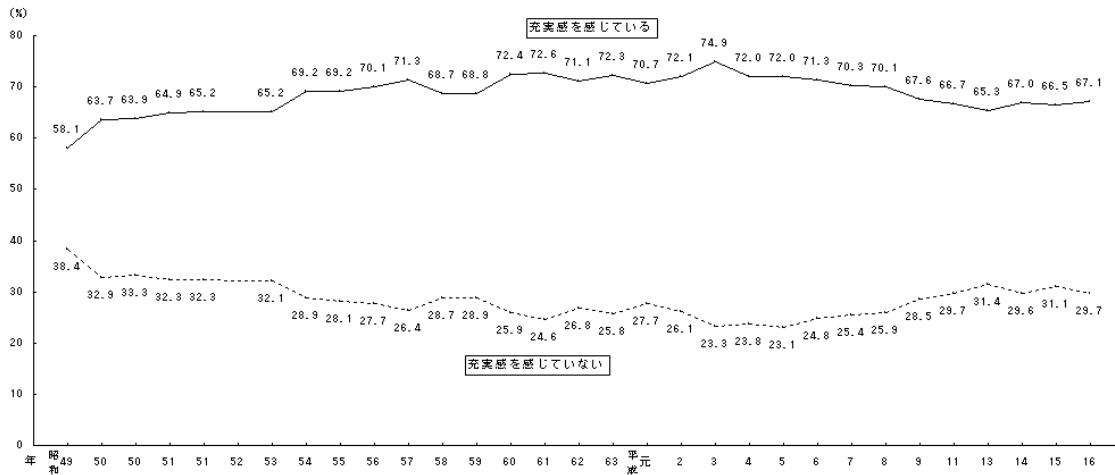


(注) 満足→「満足している」+「まあ満足している」
 不満→「やや不満だ」+「不満だ」

< 現在の生活の充実感 >

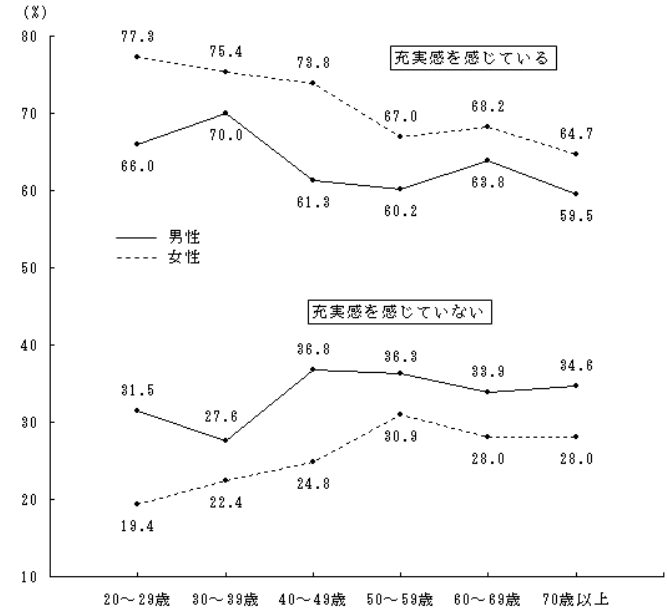
生活の充実感を感じている層は1999年以降増加に転じており、40歳代までの女性で感じている割合が高い一方、40歳代以降の男性で感じていない割合が高い。

現在の生活の充実感



(注) 昭和52年5月調査ではこの質問は行われていない。
 平成3年5月以前の調査 充実している → 「十分充実している」 + 「まあ充実している」
 充実していない → 「あまり充実していない」 + 「全く充実していない」
 平成4年5月以降の調査 充実感を感じている → 「十分充実感を感じている」 + 「まあ充実感を感じている」
 充実感を感じていない → 「あまり充実感を感じていない」 + 「ほとんど(全く)充実感を感じていない」

現在の生活の充実感
— 性・年齢別 —

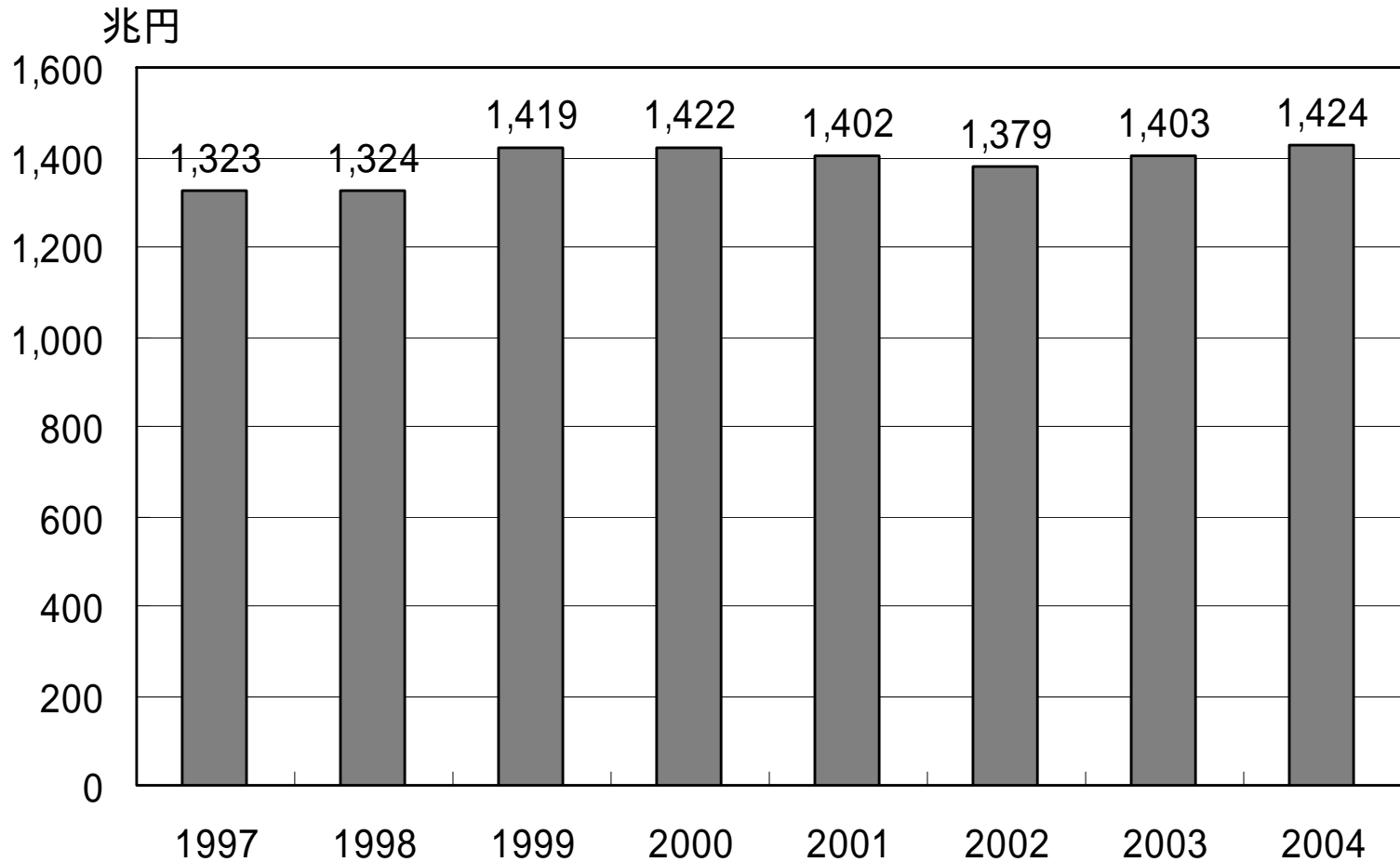


(注) 充実感を感じている → 「十分充実感を感じている」 + 「まあ充実感を感じている」
 充実感を感じていない → 「あまり充実感を感じていない」 + 「ほとんど(全く)充実感を感じていない」

< 家計金融資産の推移 >

家計金融資産は1,400兆円に達する。

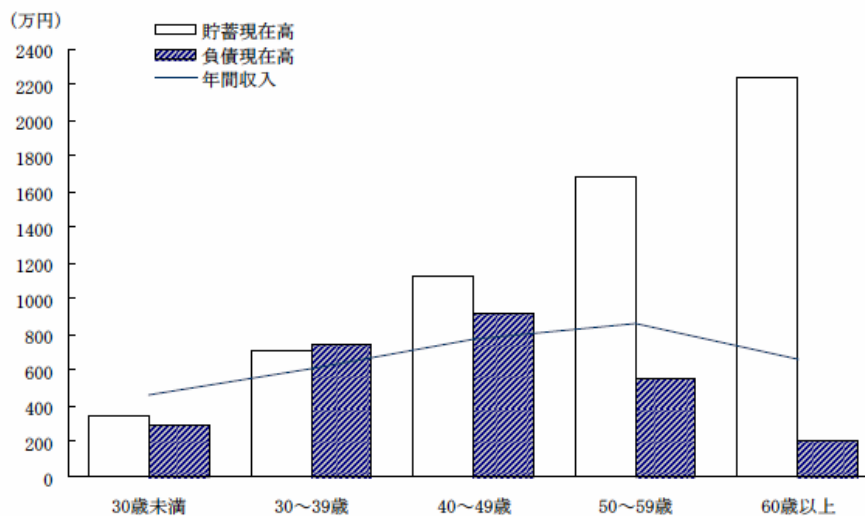
家計金融資産の推移



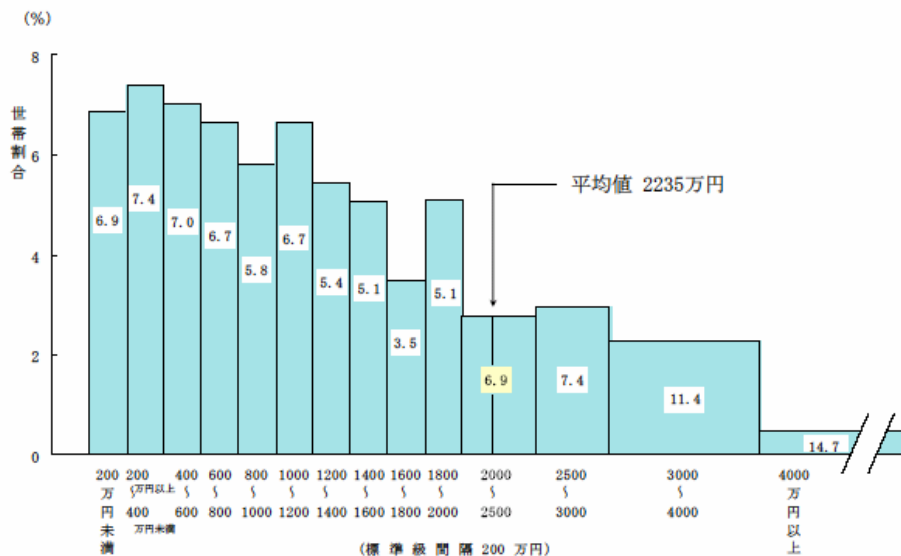
< 年齢階級別貯蓄現在高 >

貯蓄現在高は年齢階級が高くなるほど多く、世帯主が60歳以上の世帯の貯蓄現在高は2000万円以上が全体の4割を占める

世帯主の年齢階級別貯蓄・負債現在高（勤労者世帯）



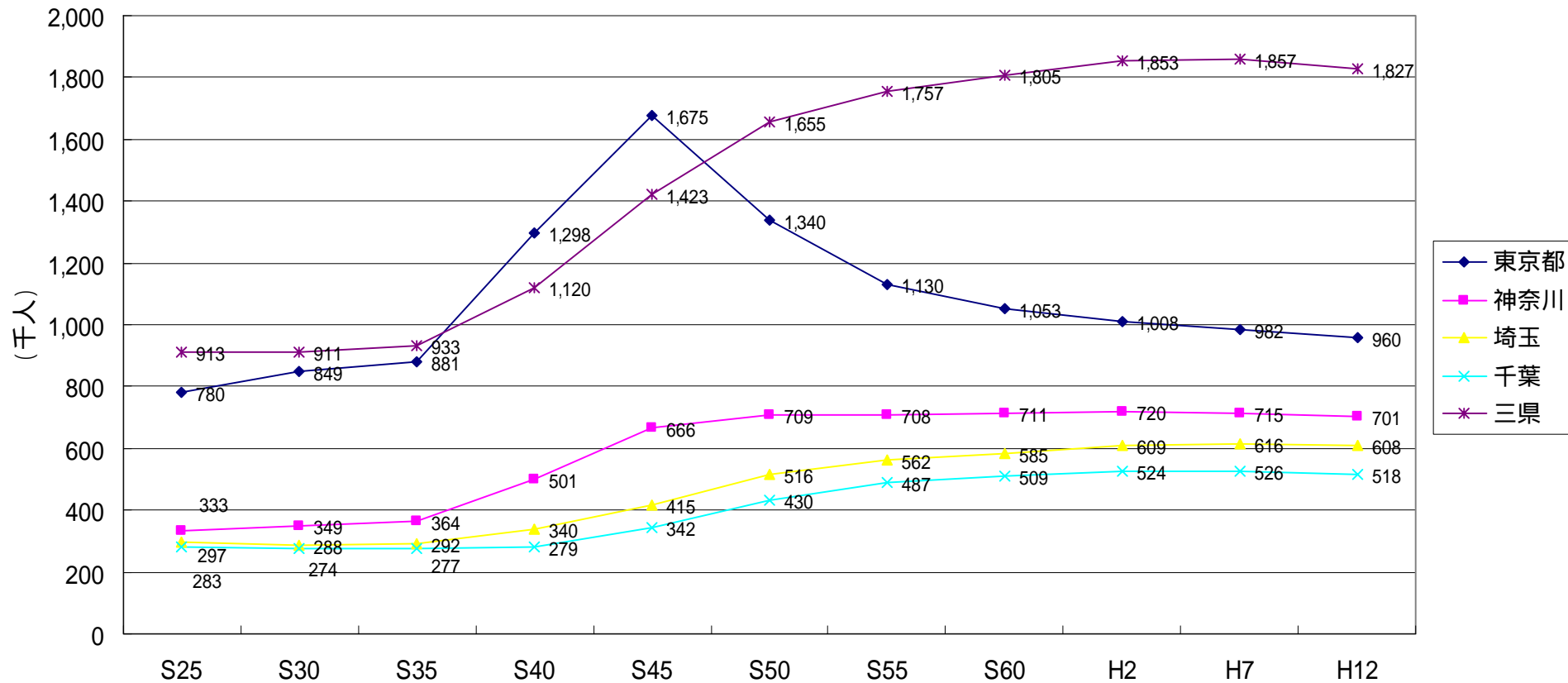
世帯主が60歳以上の世帯の貯蓄現在高階級別世帯分布（勤労者世帯）



< 一都三県の団塊の世代の人口の推移 >

首都圏の団塊の世代の人口は、高度成長期に急増している。

一都三県の団塊世代の人口

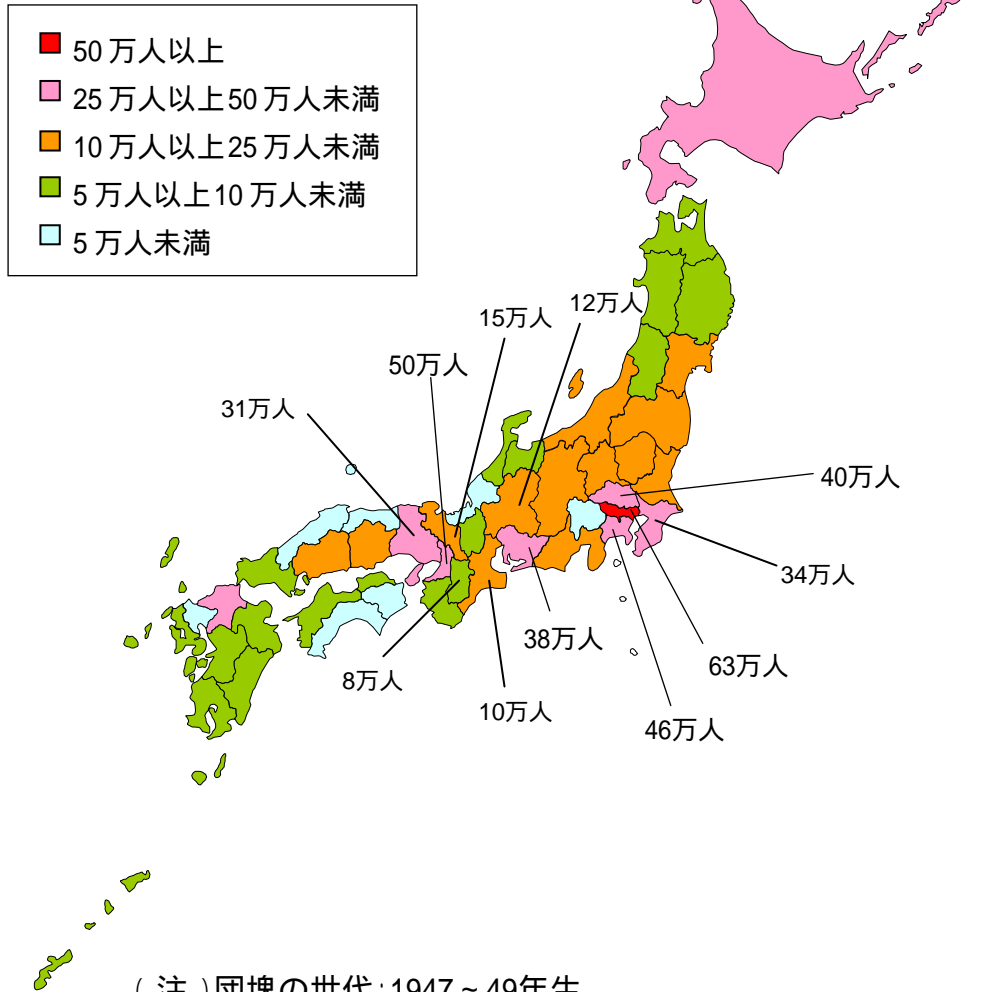


(出典) 国勢調査をもとに国土交通省国土計画局作成(ここでは、団塊の世代をS21～25生とした)

< 団塊の世代の地域分布 >

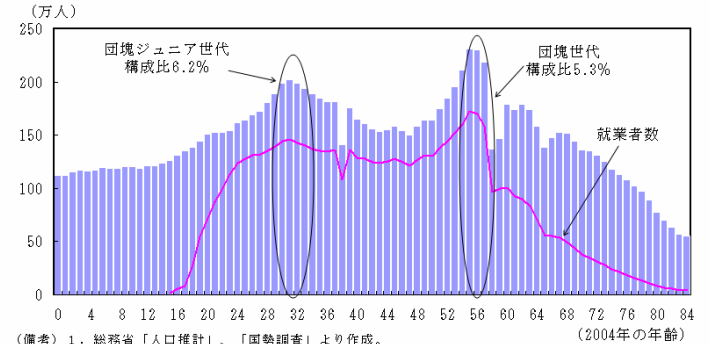
現在大都市地域に多数(約350万人)存在している団塊の世代が、今後大量に定年を迎える(2007年～)。

[団塊の世代の都道府県別分布]



(注) 団塊の世代: 1947～49年生
(出典) 国勢調査をもとに国土交通省国土計画局作成

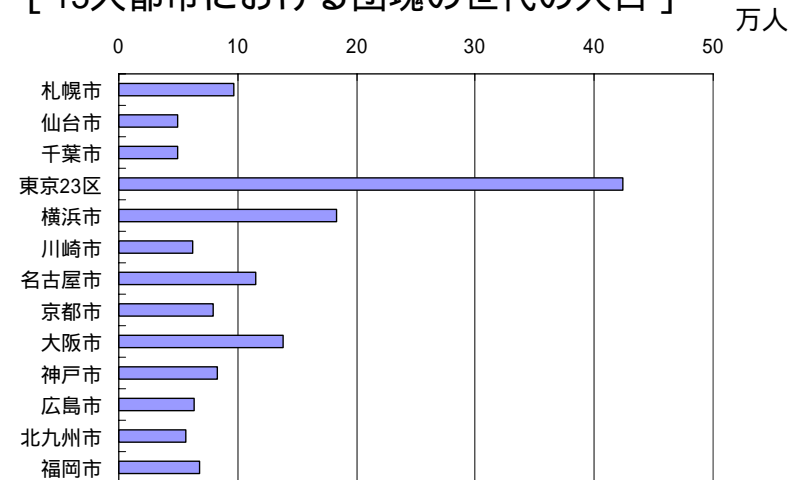
[団塊の世代の人口分布]



(備考) 1. 総務省「人口推計」、「国勢調査」より作成。
2. 就業者数は、2000年時の各年齢の就業率を用いて計算。

(注) 団塊の世代(1947～49年生)
(出典)「平成17年版 経済財政白書」より

[13大都市における団塊の世代の人口]



(注) 団塊の世代(1947～49年生)
(出典) 国勢調査をもとに国土交通省国土計画局作成

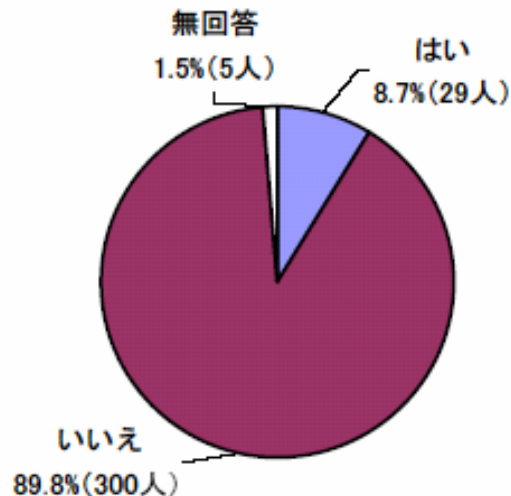
<シニア世代の活動と意識>

シニア世代は、趣味、旅行、勉強などを積極的に行っており、約9割が自分を老人とっていない。

<普段何をしているか> (回答者数334人 複数回答)

	項目	人数	割合
1	趣味を楽しんでいる	248人	74.3%
2	知人・友人と会っている	195人	58.4%
3	国内旅行に行っている	181人	54.2%
4	知識や教養を高める勉強	112人	33.5%
5	海外旅行に行っている	103人	30.8%
6	ボランティア活動をしている	42人	12.6%
7	その他	26人	7.8%

<自分を老人だと思う> (回答者数334人)



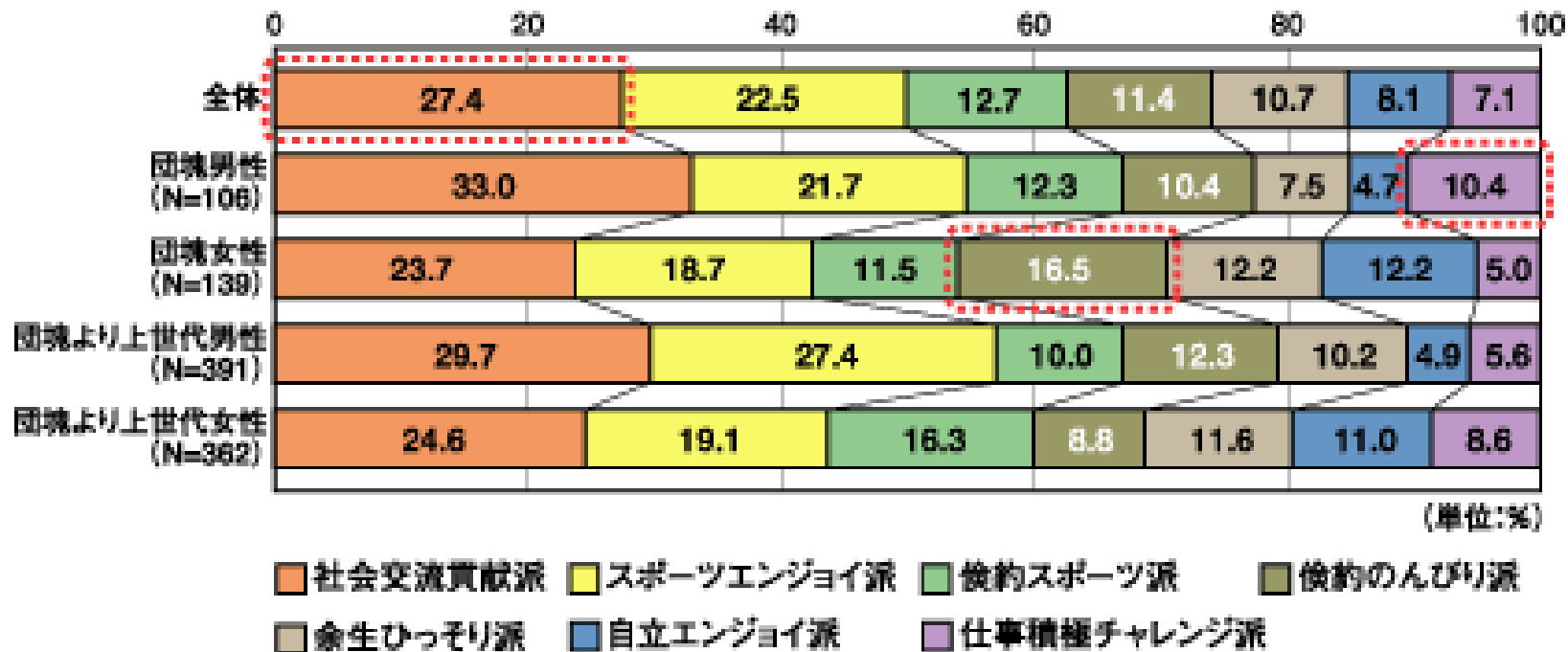
<調査概要>

調査対象 : 東京・大阪・名古屋圏に在住の60～69歳の男女
サンプル数 : 男性167名:女性167名(合計334名)
調査方法 : FAX調査
調査主体 : 生涯学習のユーキャン(株)日本通信教育連盟)
実査期間 : 2003年7月4日～7月11日

< 団塊の世代の老後の生活意識 >

団塊の世代は、地域の人々などと交流を図り、社会貢献をしていきたいという社会交流貢献派が約4分の1を占めている。積極的にスポーツをしようという意識のある人々も多い。また、儉約のんびり派は団塊女性に多く、仕事積極チャレンジ派は団塊男性に多い。

団塊の世代、団塊世代より上世代のライフスタイルのタイプ別割合



(注) 首都圏在住の持家一戸建住宅居住者50歳以上を対象とした調査

(1261人、うち団塊世代(1946～50生)363人)

におけるライフスタイルに関するニーズをもとに、考え方のタイプをクラスター分析により分類。

< 団塊の世代の老後の生活意識 >

団塊の世代は、老後でも仕事志向、スポーツ志向が強い。

団塊世代が望む老後の生活(あてはまると答えた人の割合(単位:%))

団塊男性

夫婦でいっしょに暮らしたい	94.9
健康な食生活を心がけたい	93.2
のんびりした生活をしたい	92.0
家族との時間を大切にしたい	91.5
趣味を楽しみたい	84.2
環境にやさしい生活をしたい	82.5
一人の時間を大切にしたい	69.9
健康のためにスポーツをしたい	69.9
収入を伴う仕事をしたい	61.9
できるだけ外に出る生活をしたい	60.5

団塊女性

健康な食生活を心がけたい	95.7
趣味を楽しみたい	88.3
のんびりした生活をしたい	86.9
夫婦でいっしょに暮らしたい	85.3
環境にやさしい生活をしたい	83.2
家族との時間を大切にしたい	80.3
一人の時間を大切にしたい	75.0
健康のためにスポーツをしたい	57.6
家事の手間を省きたい	57.6
ものを少なくすっきり暮らしたい	57.1

団塊世代より上世代が望む老後の生活(あてはまると答えた人の割合(単位:%))

団塊より上世代男性

夫婦でいっしょに暮らしたい	94.9
健康な食生活を心がけたい	94.6
家族との時間を大切にしたい	89.5
趣味を楽しみたい	87.5
のんびりした生活をしたい	79.7
環境にやさしい生活をしたい	78.7
一人の時間を大切にしたい	73.9
お金をかけずに生活したい	62.7
健康のためにスポーツをしたい	60.0
できるだけ外に出る生活をしたい	57.1

団塊より上世代女性

健康な食生活を心がけたい	95.5
夫婦でいっしょに暮らしたい	88.6
趣味を楽しみたい	86.4
家族との時間を大切にしたい	85.8
のんびりした生活をしたい	83.2
環境にやさしい生活をしたい	82.6
一人の時間を大切にしたい	79.1
家事の手間を省きたい	62.5
できるだけ外に出る生活をしたい	58.6
お金をかけずに生活したい	57.6

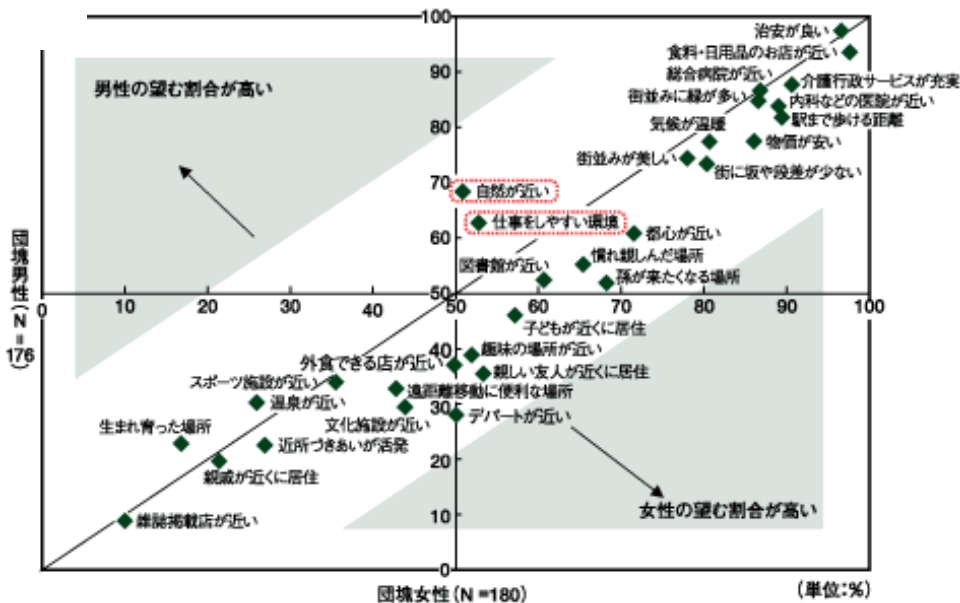
(出典)東京ガス都市生活研究所『団塊の行方』2003年

(注)首都圏在住の持家一戸建住宅居住者50歳以上を対象とした調査
(1261人、うち団塊世代(1946～50生)363人)

< 団塊の世代の老後の生活環境についての意識 >

団塊の世代の老後の生活環境については、現在の地域への志向は上世代に比べて低く、男性は、自然が近い地域、女性は実用的な場所を望む。

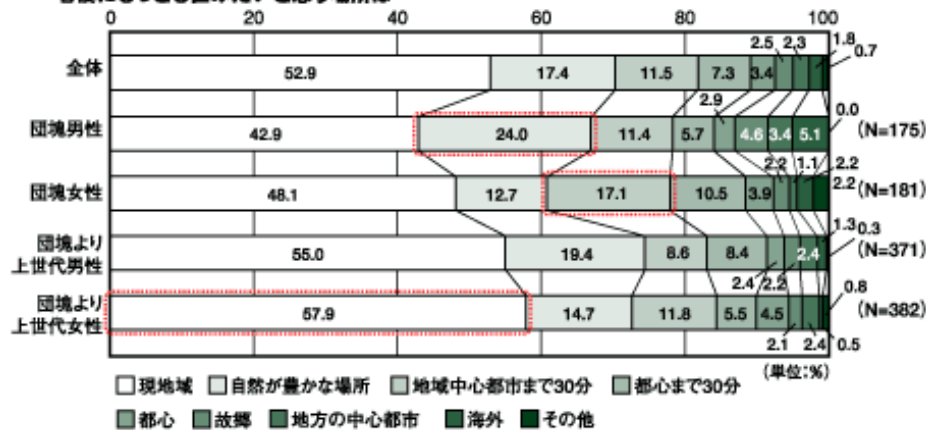
図5:老後の住まいの場所や環境において重視すること(あてはまると答えた人の割合)



男性は、自然が近い・仕事をしやすい場所を望むのが特徴的。女性は全体に実用的な場所を望む。また、近所づきあいの活発さや生まれ育った場所を重視する人は全体的に少ない。

現在の地域に住みたいと思う人が、団塊より上世代では半数を超えているのに対し、団塊世代では半数に満たない。また、団塊男性は「故郷以外の自然が豊かな場所に住みたい」と答える人が4分の1を占める。具体的には、海(伊豆・白浜ほか)や、山(那須塩原・八ヶ岳・軽井沢・駒ヶ岳ほか)など。一方、女性に関しては、男性よりも都会志向の側面が見られる。

老後にもっとも住みたいと思う場所は

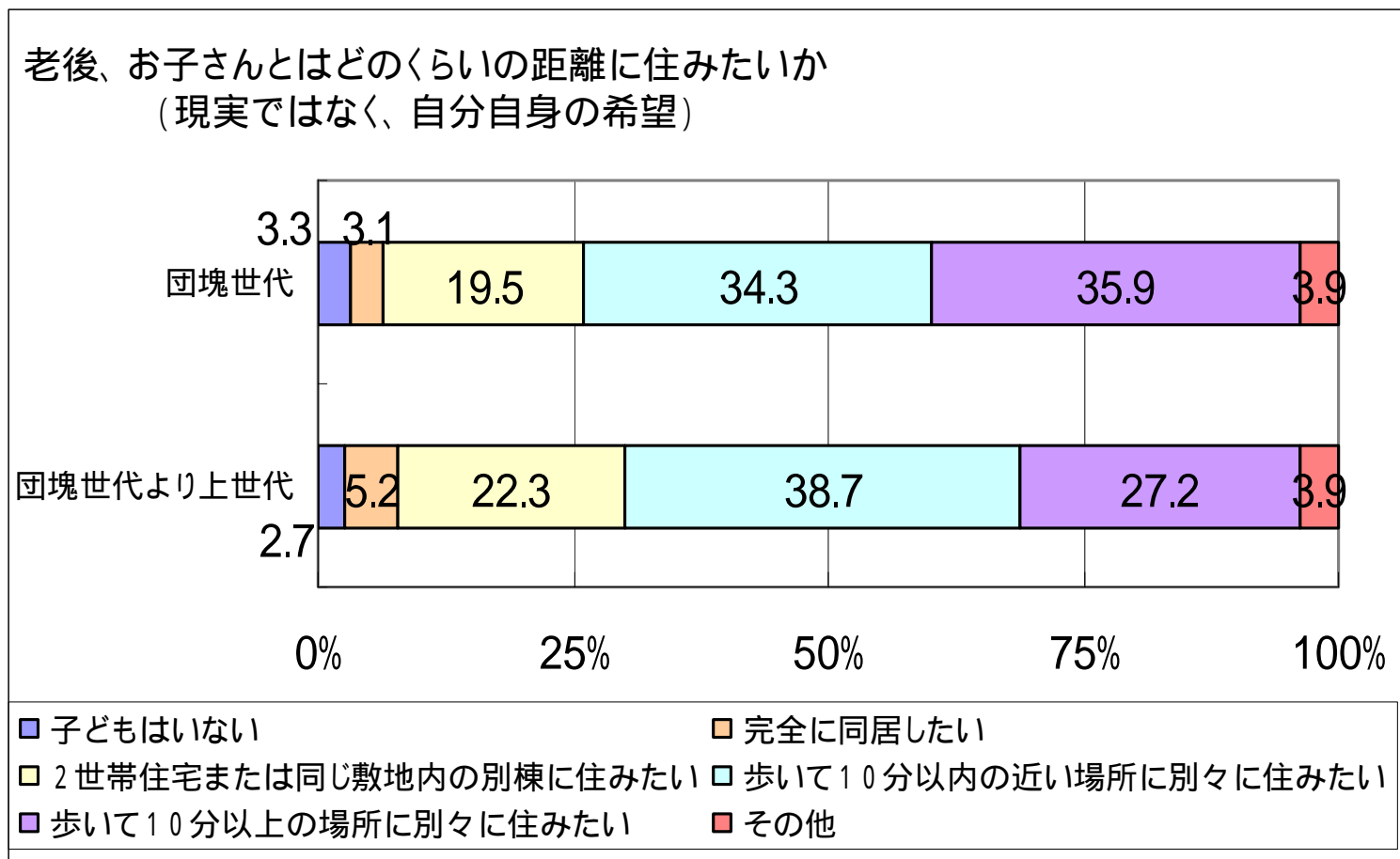


(注) 首都圏在住の持家一戸建住宅居住者50歳以上を対象とした調査 (1261人、うち団塊世代(1946~50生)363人)

(出典) 東京ガス都市生活研究所『団塊の行方』2003年

< 団塊の世代の子供との同居希望意識 >

団塊の世代は、上の世代と比べて子供との同居志向は比較的低い。



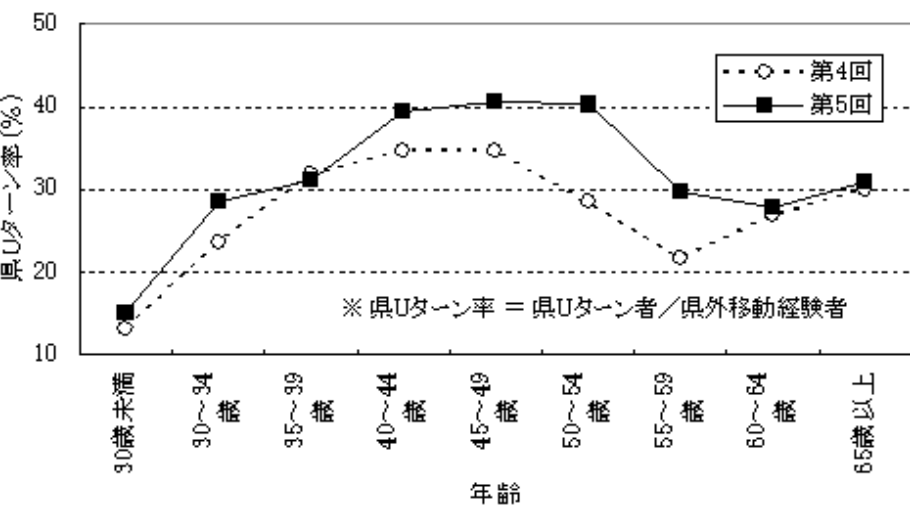
(注) 首都圏在住の持家一戸建住宅居住者50歳以上を対象とした調査
(1261人、うち団塊世代(1946~50生)363人)

(出典) 東京ガス都市生活研究所『団塊の行方』2003年

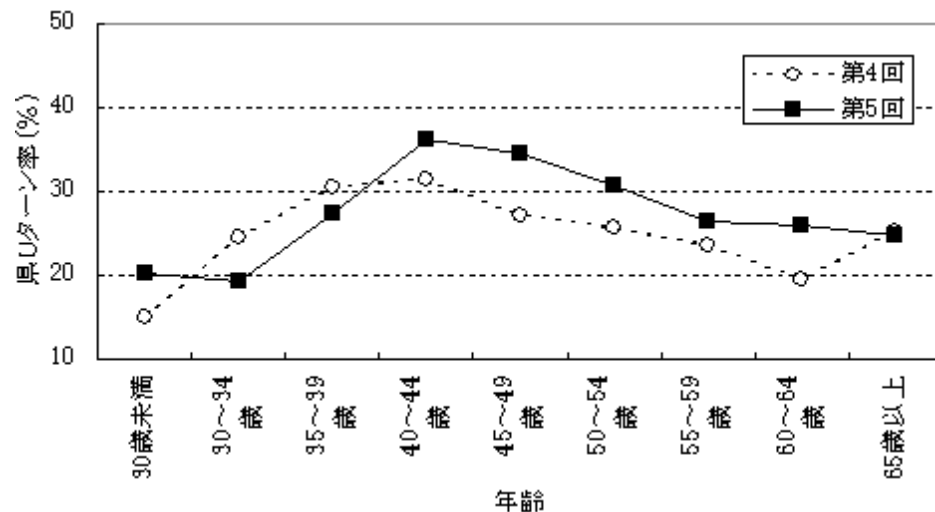
<Uターンの年齢別傾向>

県Uターン率は男女とも40歳代前半にかけて上昇している。その後、男性では50歳代後半まで横ばいだが、女性では低下する。男性の場合、60歳代後半以降でUターン率が再び上昇する。

年齢別：県Uターン率(男性)



年齢別：県Uターン率(女性)



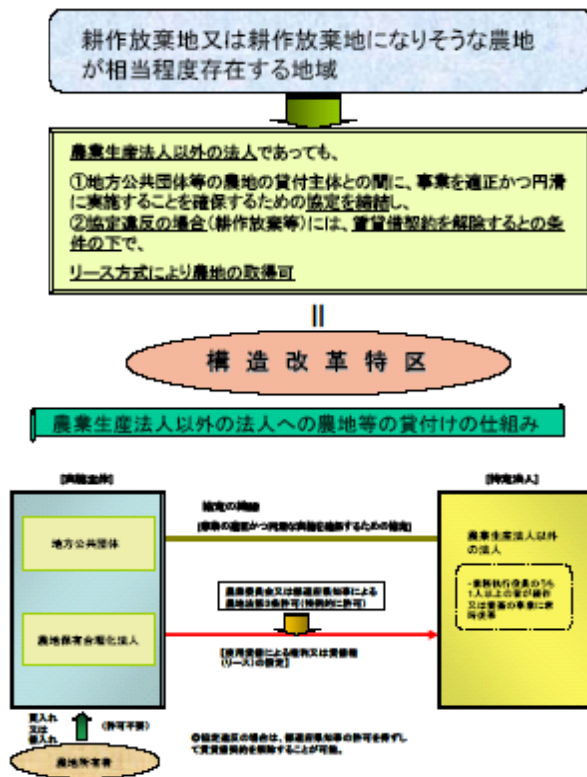
(注1) 県Uターン率：出生県から転出した経験のある人のうち、調査時点で出生県に戻っている人の割合)

(注2) 第4回調査：H8.7.1
第5回調査：H13.7.1

< 地域への人材の誘致のための措置 >

農村地域における営農者の新規参入を促すため、構造改革特別区域法で農地のリース特区(農地貸し付け方式による株式会社一般の農業参入:農地法の特例)が措置されている。

[農地のリース特区]



○ 構造改革特区において農業経営に参入している法人の状況 (平成17年5月1日現在)

参入している法人のパターン

ア 地域の建設業者が余剰労働力の有効活用を図る、あるいは地域振興の観点から市町村等の働きかけを受け参入したもの
イ 食品産業が、高品質原料を安定的に確保するため参入したもの
ウ NPO法人等が農作業体験の機会を作ったり、都市と農村との交流のために営農しているもの

参入状況

ア 市町村等が地元企業に対し、農業をやってみてはどうかと勧誘するケースも多い。
イ 市町村、普及所、農業委員会、JAが技術面等でこれらを支えていくという意向あり。
→ 市町村が定める地域の農業計画である「基本構想」で、参入区域を明示

地元の評価

地元では、周辺の農業への支障は生じておらず、きちんと農業をやってくれていると評価されているものが多い。

→ 現行制度と同様、市町村が参入法人と協定を締結し、農地をリースする方式を国の認定なしでできるようにすること(全国展開)による対応が適当

1 組織形態・業種別

(単位:法人)

農業を開始した法人	組織形態別			業種別		
	株式会社	有限会社	NPO等	建設業	食品関係	その他
107 (100%)	53 (49.5%)	28 (26.2%)	26 (24.3%)	35 (32.7%)	29 (27.1%)	43 (40.2%)

2 作物別

(単位:法人)

農業を開始した法人数	合計						
	米麦	野菜	果樹	畜産	花き	雑穀	複合
107 (100%)	22 (21%)	36 (33%)	20 (19%)	5 (4%)	3 (3%)	3 (3%)	18 (17%)




○ 協定の例(X市とY建設会社との協定)



- ・ YはX市から借り受けたA集落に所在する2haの農地において稲作を行う。
- ・ Yは、水路、ため池等の施設の維持管理等の取決めを遵守し、常時従事役員のうち1名を維持管理等の任務に当たらせる。
- ・ YはX市に対し、協定の実施状況等について毎年度報告する。
- ・ Yが協定に違反した場合には、X市は賃貸借契約を解除する。Yは、その場合には、自己負担で直ちに原状回復してその土地をX市に返還する。

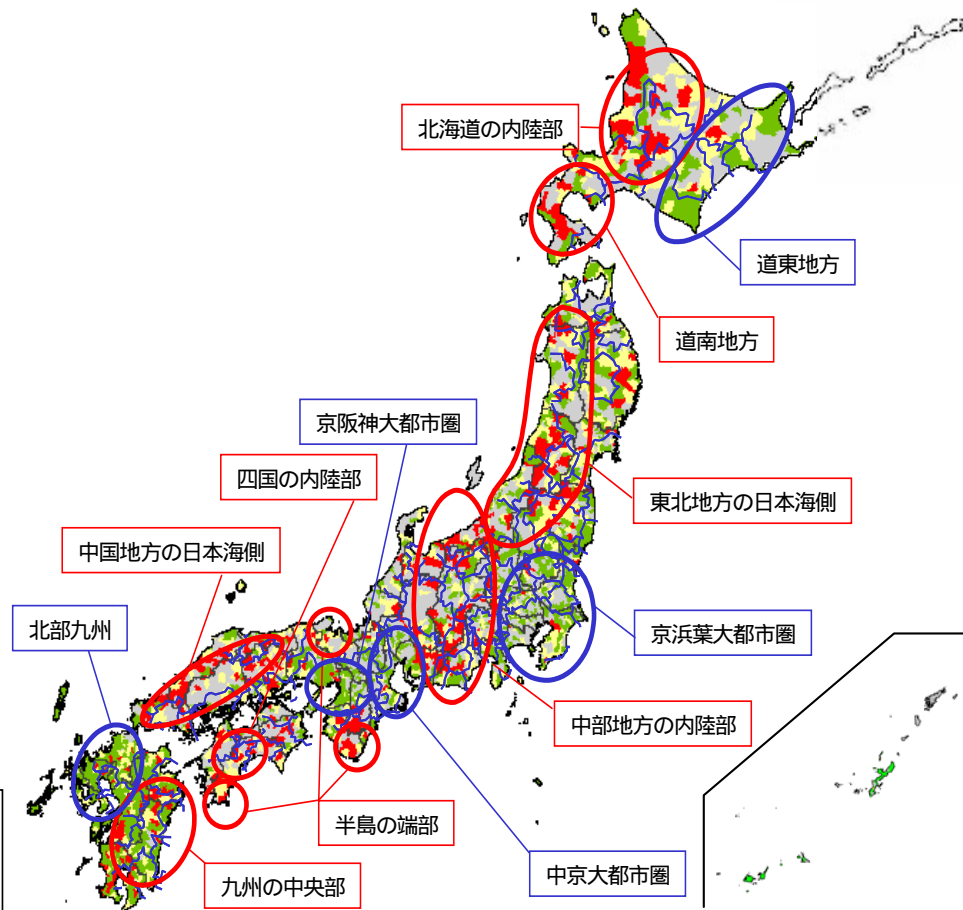
< 自立的な地域社会の維持困難地域 >

中心的な都市からの遠隔地においては集落の消滅が危惧される地域が広がるなど、基礎的社会サービスの提供が困難な地域の発生や、地域コミュニティの崩壊等の問題に対する懸念が増大している。

[集落消滅の危機感をもつ自治体]

集落消滅に関する自治体の回答	総計
 消滅の可能性あり	355(19%)
 どちらとも言えない	591(31%)
 消滅の可能性なし	964(50%)
合計	1,910(100%)

 消滅の可能性あり
 消滅の可能性なし



高齢化が進展した地域では、家計所得に占める社会保障給付の割合が極めて高い。

1999年度家計所得の比較

(単位:百万円、%、ただし1人あたりは千円)

	山口県東和町		熊本県長陽村	
雇用者所得	5,123	31.1%	7,356	54.5%
個人企業所得	2,810	17.1%	1,944	14.4%
家計の財産所得	1,495	9.1%	1,023	7.6%
社会保障給付	5,561	33.8%	3,075	22.8%
その他の経常移転(純)	1,478	9.0%	101	0.7%
家計所得	16,467	-	13,499	-
一人あたり家計所得	3,053	-	2,588	-

資料:山口県統計年鑑、熊本県統計年鑑

2000年度国勢調査における人口と高齢化率(65歳以上人口比率)

東和町 5,255人 50.6%

長陽村 5,306人 23.1%

< ソーシャル・キャピタルについて >

ソーシャル・キャピタルは「信頼」「規範」「ネットワーク」等を通じてコミュニティを支えるもので、コミュニティ活性化の要因となる。

ソーシャル・キャピタル:

「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴であり、共通の目的に向かって協調行動を導くもの。

ソーシャル・キャピタルの分類:

・結合型 (bonding)

組織の内部における人と人との同質的な結びつきで、内部で信頼や協力・結束を生むもの

・橋渡型 (bridging)

異なる組織間における異質な人や組織を結びつけるネットワーク

・連結型 (linking)

公的機関から資源や情報を得て活用する能力など

パットナムによるソーシャル・キャピタルの分類

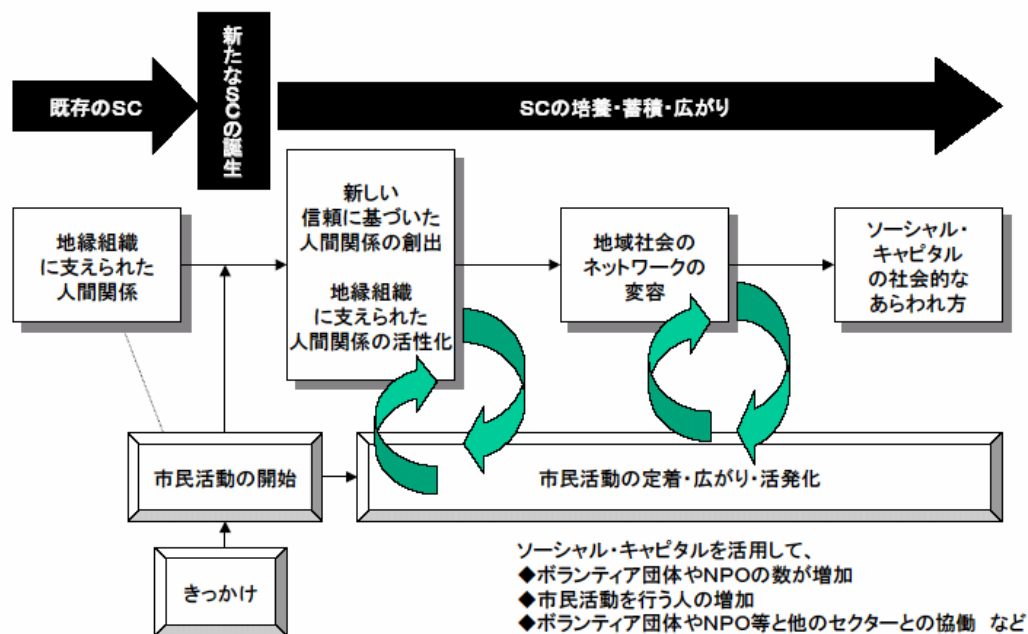
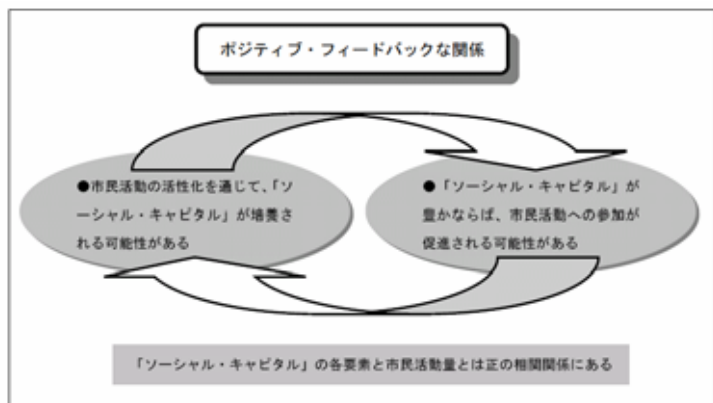
性質	結合型 (例: 民族ネットワーク)	橋渡し型 (例: 環境団体)
形態	フォーマル (例: PTA、労働組合)	インフォーマル (例: バスケットボールの試合)
程度	厚い (例: 家族の絆)	薄い (例: 知らない人に対する相槌)
志向	内部志向 (例: 商工会議所)	外部志向 (例: 赤十字)

(資料) 「ソーシャル・キャピタル概念の意義と問題点」 坂本治也、2002、ソーシャル・キャピタル研究会 (OSIPP)

< ソーシャル・キャピタルと市民活動 >

ソーシャル・キャピタルと市民活動とはポジティブ・フィードバックの関係があり、互いに高め合うことを通じてコミュニティの活性化に貢献する可能性がある。

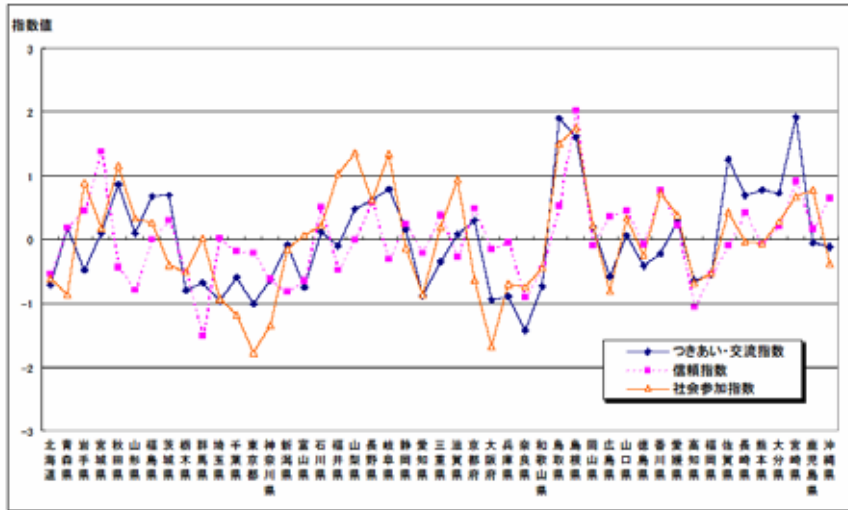
ソーシャル・キャピタルと市民活動の関係



< 都道府県別のソーシャル・キャピタル指数 >

ソーシャル・キャピタルを示す指数は、都道府県ごとに差が見られる。

ソーシャル・キャピタルの3要素の指数



(注1) ソーシャル・キャピタル3要素の指数とは、「つきあい・交流」「信頼」「社会参加」について、関連するアンケート調査の結果をもとに指数化したもの。統合指数は、3要素の指数値の単純平均。

(関連するアンケート調査項目の例)

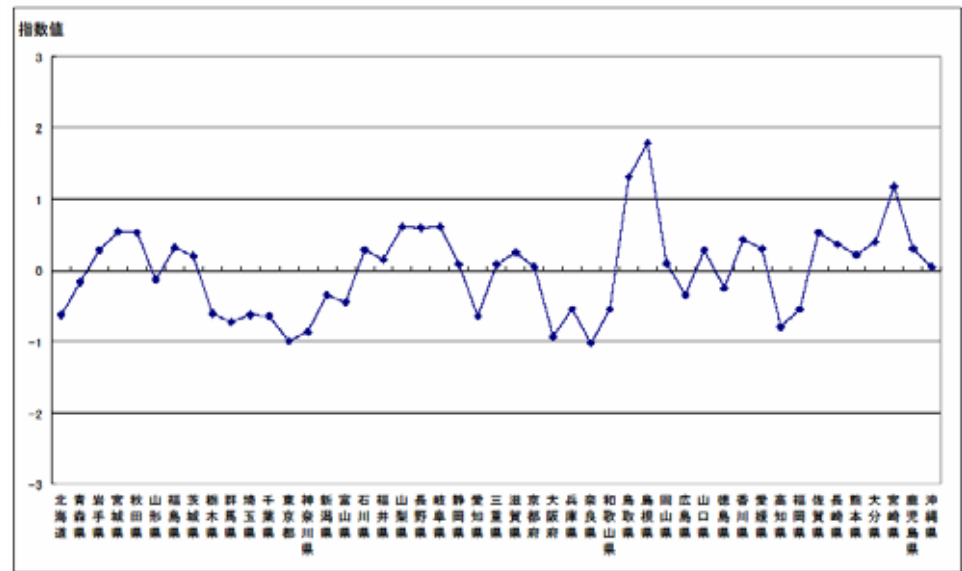
- ・隣近所との付き合いの程度
- ・近所の人々への信頼度
- ・地縁的な活動への参加状況

(注2) アンケート調査は、

- ・郵送アンケート(全国20歳以上の男女3,800名)
- ・Webアンケート(全国15万人登録者のうち2,000名)

の結果の合計値を利用

都道府県ごとの統合指数



(出典) 内閣府「ソーシャル・キャピタル: 豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」、平成14年

< 我が国のボランティア参加率の国際比較 >

我が国のボランティア活動参加率はオランダ・フランスとほぼ同程度で、アメリカ・イギリスの半分程度。ドイツ・韓国と比較すれば、我が国のボランティア活動参加率の方が高い水準にある。

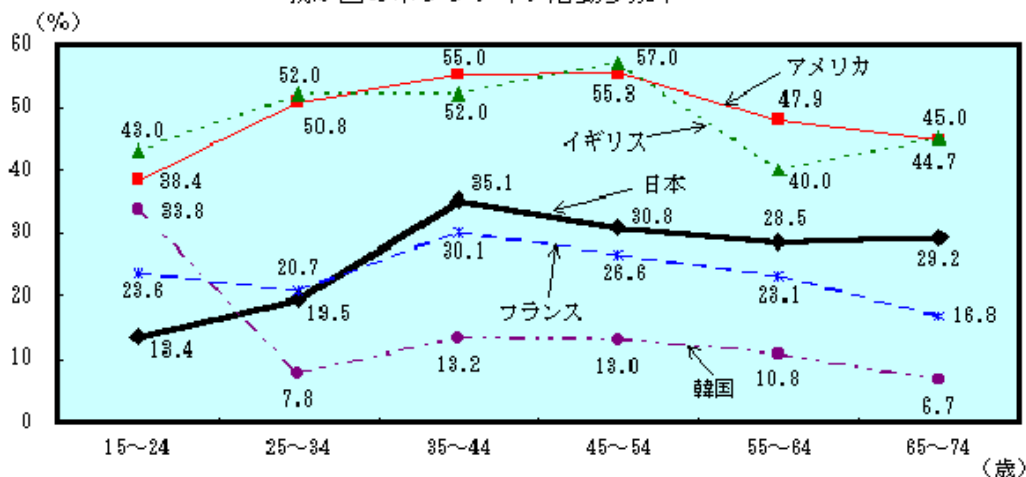
アメリカやイギリスに比べ低い我が国のボランティア活動参加率

	アメリカ (1998年)	イギリス (1997年)	日本 (1996年)	オランダ (1998年)	フランス (1996年)	ドイツ (1996年)	韓国 (1999年)
活動参加率 (%)	55.5	48.0	25.3	24.0	23.4	18.0~16.0	13.0

〔備考〕 1. アメリカはIndependent Sector "Giving and Volunteering in the United States" (1999年)、イギリスはThe National Centre for Volunteering "National Survey of Volunteering in the UK" (1997年)、日本は総務庁「社会生活基本調査報告」(1996年)、オランダはThe Netherlands Organizations for Voluntary Workers "NOV Barometer 1998"、フランスはThe Fondation de France "Giving and Volunteering in France 1997"、ドイツはEuro-Volunteer Information Pool (EU委員会から助成されたプログラム)、韓国は統計庁「社会統計調査報告書」(1999年)により作成。

2. アメリカ、イギリス、日本、フランス、韓国のボランティア活動の定義は付法2参照。

年齢別にみてもアメリカ、イギリスに比べて低い我が国のボランティア活動参加率

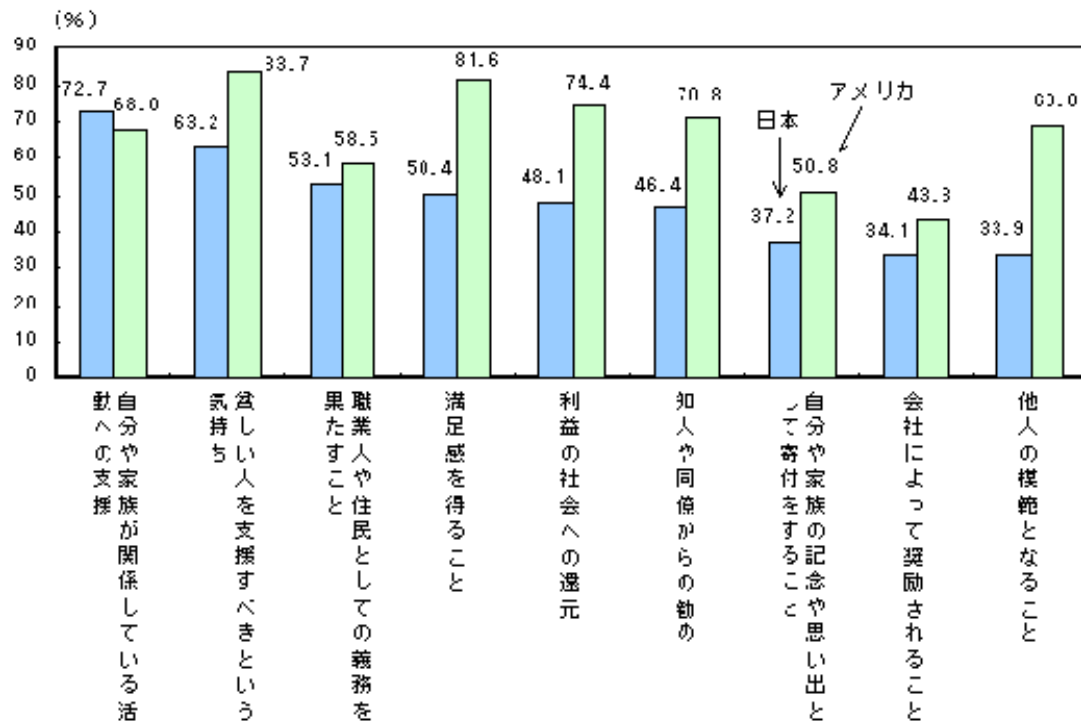


- 〔備考〕 1. 日本は総務庁「社会生活基本調査報告」(1996年)、アメリカはIndependent Sector "Giving and Volunteering in the United States" (1996年)、イギリスはThe National Centre for Volunteering "National Survey of Volunteering in the UK" (1997年)、フランスはThe Fondation de France "Giving and Volunteering in France 1997"、韓国は統計庁「社会統計調査報告書」(1999年)により作成。
2. 日本の数値は社会奉仕活動の行動者率である。各国のボランティア活動の定義は付法2参照。
3. 日本は1995年10月~1996年9月、アメリカは1995年、イギリスは1996年、フランスは1996年、韓国は1999年の数値。
4. アメリカ、イギリスの「15~24歳」は「18~24歳」。
5. フランスの「15~24歳」は「18~24歳」、「65~74歳」は65歳以上。
6. 韓国の年齢層は、「15~19歳」、「20~29歳」、「30~39歳」、「40~49歳」、「50~59歳」、「60歳以上」。

< ボランティア活動動機の比較 >

ボランティア活動の動機は、我が国が知り合いへの活動や義務感がきっかけとなるのに対し、アメリカでは義務感のほかに満足感や利益の社会への還元が意識されている。

違いがある日本とアメリカのボランティア活動や寄付をするための動機



(備考) 1. 経済企画庁「国民生活嗜好調査」(2000年)、Independent Sector “Giving and Volunteering in the United States” (1992年)により作成。

2. 問は、「あなたは、以下の項目がボランティア活動や寄付をするための動機やきっかけになると考えますか。」というものである。それぞれの項目について、「大いになると思う」、「どちらかといえばなると思う」、「ならないと思う」、「わからない」の4つ選択肢から1つの回答を求める形式となっている。このうち、「大いになると思う」と「どちらかといえばなると思う」の回答者の割合の合計を示したものである。

3. 回答者は、日本が15～69歳の男女3,972人、アメリカが18歳以上の男女2,671人。

全国総合開発計画の推移及びその関連法・実施法

	国土総合開発法	全国総合開発計画(全総)	新全国総合開発計画(二全総)	第三次全国総合開発計画(三全総)	第四次全国総合開発計画(四全総)	21世紀の国土のグランドデザイン	
策定	昭和25年(1950)制定	昭和37年(1962)	昭和44年(1969)	昭和52年(1977)	昭和62年(1987)	平成10年(1998)	
目標年次		昭和45年(1970)	昭和60年(1985)	昭和52年からおおむね10年間	おおむね平成12年(2000年)	平成22～27年(2010～2015年)	
時代背景	戦後復興期	高度成長期		安定成長期	(バブル経済期)	低成長期	
基本目標	(目的)国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を図り、併せて社会福祉の向上に資すること(第1条)	<地域間の均衡ある発展> 都市の過大化の防止と地域格差の是正 自然資源の有効利用 資本、労働、技術等の諸資源の適切な地域配分	<豊かな環境の創造> 人間と自然との調和、自然の恒久的保護、保存 開発の基礎条件整備による開発可能性の全国土への拡大均衡化 地域特性を活かした開発整備による国土利用の再編成と効率化 安全、快適、文化的環境条件の整備保全	<人間居住の総合的環境の整備> 居住環境の総合的整備 国土の保全と利用 経済社会の新しい変化への対応	<多極分散型国土の構築> 定住と交流による地域の活性化 国際化と世界都市機能の再編成 安全で質の高い国土環境の整備	<多軸型国土構造形成の基礎づくり> 自立の促進と誇りの持てる地域の創造 国土の安全と暮らしの安心の確保 恵み豊かな自然の享受と継承 活力ある経済社会の構築 世界に開かれた国土の形成	
開発方式等		<拠点開発構想> 目標達成のため工業の分散を図ることが必要であり、東京等の既成大集積と関連させつつ開発拠点を配置し、交通通信施設によりこれを有機的に連絡させ相互に影響させると同時に、周辺地域の特性を生かしながら連鎖反動的に開発をすすめ、地域間の均衡ある発展を実現する。	<大規模プロジェクト構想> 新幹線、高速道路等のネットワークを整備し、大規模プロジェクトを推進することにより、国土利用の偏在を是正し、過密過疎、地域格差を解消する。	<定住構想> 大都市への人口と産業の集中を抑制する一方、地方を振興し、過密過疎問題に対処しながら、全国土の利用の均衡を図りつつ人間居住の総合的環境の形成を図る。	<交流ネットワーク構想> 多極分散型国土を構築するため、地域の特性を生かしつつ、創意と工夫により地域整備を推進、基幹的交通、情報・通信体系の整備を国自らあるいは国の先導的な指針に基づき全国にわたって推進、多様な交流の機会を国、地方、民間諸団体の連携により形成。	<参加と連携> 多様な主体の参加と地域連携による国土づくり (4つの戦略) 1 多自然居住地域(小都市、農山漁村、中山間地域等)の創造 2 大都市のリノベーション(大都市空間の修復、更新、有効活用) 3 地域連携軸(軸上に連なる地域連携のまとめり)の展開 4 広域国際交流圏(世界的な交流機能を有する圏域)の形成	
主な実施法等	地域振興等	離島振興法(昭28)、奄美群島振興開発特別措置法(昭29)、後進地域公共事業特別法(昭36)、産炭地域振興臨時措置法(昭36) 平13失効	豪雪地帯対策特別措置法(昭37)、辺地法(昭37)、山村振興法(昭40)	過疎地域対策緊急措置法(昭45)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭44)	過疎地域振興特別措置法(昭55)、半島振興法(昭60)	リゾート法(昭62)、多極法(昭63)、過疎地域活性化特別措置法(平2)、地方拠点法(平4)、特定農山村法(平5)	中心市街地活性化法(平10)、過疎地域自立促進特別措置法(平12)
	産業立地振興	工場立地法(昭34)、低開発地域工業開発促進法(昭36)	新産業都市建設促進法(昭37)、工業整備特別地域整備促進法(昭39) いずれも平13廃止	農村地域工業導入促進法(昭46)、工業再配置促進法(昭47)	テクノポリス法(昭58) 平11廃止、民法(昭61)	頭脳立地法(昭63) 平11廃止、特定産業集積活性化法(平9)	新事業創出促進法(平10) 中小企業新事業活動促進法(平17)に吸収
	大都市圏	首都圏整備法(昭31)、首都圏工業等制限法(昭34) 平14廃止	近畿圏整備法(昭38)、中部圏開発整備法(昭41)、近畿圏工場等制限法(昭39) 平14廃止	筑波研究学園都市法(昭45)		関西学研都市法(昭62)、大阪湾ベイエリア法(平4)	
	地方圏	北海道開発法(昭25)、東北開発促進法(昭32)、北陸地方開発促進法(昭35)、中国地方開発促進法(昭35)、九州地方開発促進法(昭35) 北海道以外は平17廃止		沖縄振興開発特別措置法(昭46)			
	土地			国土利用計画法(昭49)		土地基本法(平1)	
	社会資本整備	空港整備法(昭31)、雪寒法(昭31)、国幹道建設法(昭32)、道路整備緊措法(昭33)、治山治水緊措法(昭35)、港湾整備緊措法(昭36)	奥地等産業開発道路法(昭39)、交通安全施設法(昭41)、住宅建設計画法(昭41)、下水道整備緊措法(昭42)	全国新幹線鉄道整備法(昭45)、都市公園整備緊措法(昭47)、廃棄物処理施設整備緊措法(昭47)			PF法(平11)、社会資本整備重点計画法(平15)
	公害環境		公害対策基本法(昭42) 平5廃止、大気汚染防止法(昭43)、騒音規制法(昭43)	水質汚濁防止法(昭45)、自然環境保全法(昭47)		環境基本法(平5)	

	国土総合開発法(昭25法205)	一全総(昭和37年10月)	二全総(昭和44年5月)	三全総(昭和52年11月)	四全総(昭和62年6月)	国土のグランドデザイン(平成10年3月)
地域振興等	離島振興法(昭28法72)	豪雪地域対策特措法(昭37法73)	過疎地域対策基本措置法(昭45)	過疎地域振興特別措置法(昭55)	過疎地域活性化特別措置法(平2法15)	中心市街地活性化法(平10法92)
	離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定・福祉の向上 離島振興基本方針、離島振興計画を策定、計画に基づく(事業の実施(税制・財政上の特別措置))	積雪が特に甚しい地域における産業の振興と民生の安定向上に寄与 雪害の防除地産業等の基礎条件の改善に関する総合的対策(基本計画策定)を樹立、実施を推進(税制・財政上の特別措置)	生活水準・生産機能の維持困難地域(過疎地域)の人口の過度の減少を防止、地域社会基盤の強化 過疎地域について、生活環境、産業基盤等整備に関する総合的・計画的対策を実施(税制・財政・公共施設整備の特別措置)	人口の著しい減少により地域社会機能が低下し、生活水準・生産機能が低位にある地域(過疎地域)の振興 過疎地域について、生活環境、産業基盤等整備に関する総合的・計画的対策を実施(税制・財政・公共施設整備の特別措置)	人口の著しい減少に伴って地域社会の活力が低下し、生産機能、生活環境の整備等が低位にある地域(過疎地域)の活性化 過疎地域活性化方針、計画の作成・実施(税制・財政・公共施設整備の特別措置)	中心市街地について地域の創意工夫を生かし市街地の整備改善・商業等の活性化を推進、地域の振興、秩序ある整備・区画整理・駐車場の特例、特定事業計画等の認定、中小企業関係法の特例、税制・財政上の特別措置
	奄美振興開発特措法(昭29法189)	山村振興法(昭40法64)	小笠原特措法(昭44法79)	半島振興法(昭60法63)	総合保養地域整備法(リゾート法)(昭62法71)	過疎地域自立促進特措法(平12法15)
	基礎条件の改善、地理的・自然的特性に即した奄美群島の振興開発 奄美群島振興開発計画の策定、計画に基づく(事業の推進(税制・財政上の特別措置))	山村における経済力培養と住民福祉の向上、地域格差の是正 山村振興計画の作成、これに基づき(事業の実施を推進(税制・財政上の特別措置))	基礎条件の改善、地理的・自然的特性に即した振興開発、旧島民の帰島促進、生活の安定・福祉の向上 振興開発計画の策定、計画に基づく(事業の推進(税制・財政上の特別措置))	半島地域の地域振興を図る 半島振興計画の策定・実施(税制・財政・公共施設整備の特別措置)	総合保養地域整備法(リゾート法) ゆとりある国民生活のための利便の増進、保養地域・周辺地域の振興、国民経済の均衡ある発展 基本方針・構想の作成・実施、民活に重点を置き特定施設整備の促進(税制・財政上の特別措置)	人口減少に伴い活力低下し生産機能・生活環境整備等が低位にある地域の活性化促進 過疎地域自立促進計画の作成・実施(税制・財政・公共施設整備の特別措置)
	後進地域公共事業特例法(昭36法112)	産炭地域振興事業団法(昭37)			多極分散型国土形成法(昭63法83)	
後進地域(財政力指数0.46未満の都道府県)の開発に関する公共事業の実施の推進 後進地域内公共事業について、国の負担割合のかさ上げ	石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい産炭地域における鉱工業等の計画的な発展 産炭地域振興事業団において、産炭地域における鉱工業等の振興に必要な業務を行う			多極分散型国土の形成の促進、豊かで住みよい地域社会の実現 国の行政機関等の移転等、振興拠点地域開発構想、業務核都市基本構想の作成・実施(税制・財政の特別措置)		
産炭地域振興臨時措置法(昭36法219)				地方拠点法(平4法76)		
産炭地域における鉱工業等の急速・計画的な発展、石炭需要の安定的拡大 産炭地域振興基本計画・実施計画を策定・実施(税制上の特別措置)				地方拠点都市地域の一体的整備、産業業務施設の再配置促進による地方の自立的成長促進、国土の均衡ある発展 基本計画作成、都市計画の特例、産業業務施設の移転計画認定、税制・財政上の特別措置		
産業立地・振興等	工場立地法(昭34法28)	新産業都市建設促進法(昭37法117)	農村地域工業導入促進法(昭46法112)	高度技術工業集積地域開発促進法(昭58法35)	特定農山村法(平5法72)	新事業創出促進法(平10法158)
	工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるように 工場立地に関する調査の実施、準則等の公表、これらに基づき(勧告、命令等)	大都市の人口・産業の過度の集中防止、地域格差是正、雇用安定のため地方の開発発展の中核となるべき都市の建設を促進 基本計画作成・実施、指定区域の産業立地条件、都市施設を整備、工場誘致、建設(税制・財政上の特別措置)	農村地域への工業等の導入、農業従事者の工業等への就業、農業構造改善を促進し、農・工業等の均衡ある発展、雇用構造の高度化に資する 基本方針、基本・実施計画の策定・実施(農用地譲渡、進出事業者への税制特例、財政上の特別措置)	高度技術に立脚した工業開発を促進、当該地域の経済発達、国民経済の均衡ある発展に資する 工業開発指針、開発計画の作成・実施(税制・財政上の特別措置) (テクノポリス法)	農山村の活性化の基盤整備を促進、地域特性に即した農山村の振興、豊かで住みよい農山村の育成 活性化基盤整備計画作成、経営改善措置等計画の認定、税制・財政上の特別措置	創業等、新商品生産・新役提供等の新事業創出、地域の振興を促進 中小企業関係法の特例、商法の特例、独法の特例業務
	低開発地域工業開発促進法(昭36法216)	工業整備特別地域整備促進法(昭39法146)	工業再配置促進法(昭47法73)	民活法(昭61法77)	地域産業高度化等と事業集積促進法(昭63法32)	
	低開発地域における工業開発を促進し、雇用増大に寄与、地域間経済格差の縮小 工業開発地区内への工場誘致、建設(税制・財政上の特別措置)	工業の立地条件が優れ投資効果の高い地域(工業整備特別地域)における工業発展の促進 整備基本計画の作成・実施、工業基盤施設等の整備(税制・財政上の特別措置)	工業の再配置の促進、国土の均衡ある発展 移転促進地域から誘導地域への工場の移転、誘導地域内の工場の新増設を推進(製造業者の移転計画の認定、税制・財政上の特別措置)	経済社会の基盤充実に資する特定施設整備を民活で促進、地域社会の健全な発展、国際経済交流の促進に寄与 整備計画認定、基金による債務保証、税制特例等	地域産業高度化に寄与する事業の集積促進、地域経済の発展、産業配置の適正化、国土の均衡ある発展 集積促進指針、計画の作成・実施、公団・基金の特例業務、税制・財政上の特別措置(頭脳立地法)	
	首都圏整備法(昭31法83)	近畿圏整備法(昭38法129)	筑波研究学園都市法(昭45法73)		特定産業集積活性化法(平9法28)	
国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展 首都圏の整備に関する総合的な計画を策定・実施、近郊整備地帯、都市開発区域の指定	国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展 近畿圏の整備に関する総合的な計画の策定・実施、近郊整備区域、都市開発区域の指定	研究学園都市を建設し、田園都市として整備、首都圏既成市街地の人口過度集中の緩和に寄与 筑波研究学園都市の建設に関する総合的な計画を策定・実施		特定産業集積の活性化を促進、地域産業の自立的発展の基盤強化 活性化指針、計画等の作成、中小企業関係法の特例、税制上の特別措置		
首都圏工業等制限法(昭34法17)	中部圏開発整備法(昭41法102)	沖縄振興特別措置法(昭46法131)		関西文化学術研究都市建設促進法(昭62法72)		
既成市街地への産業、人口の過度の集中を防止し、都市環境を整備、改善 工場等制限区域について、工場・大学等の新増設を制限	東海・北陸地方相互の関係緊密化の促進、中部圏の建設とその均衡ある発展 中部圏の開発整備に関する総合的な計画の策定・実施、都市整備区域、都市開発区域の指定	基礎条件改善、地理的・自然的総合的・計画的振興を図り、自立的発展に資する 沖縄振興計画を策定、同計画に基づく(事業を推進(税制・財政・公共施設整備等の特別措置))		文化学術研究の中心となるべき都市の建設 関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画を策定・実施(税制・財政の特別措置)		
各地方開発促進法	近畿圏工場等制限法(昭39法144)			大阪湾ベイエリア法(平4法110)		
各地方における資源の総合的開発を促進 地方開発促進計画を策定、同計画に基づく(事業の実施(北海道、東北、北陸、四国、九州))	既成都市区域への産業、人口の過度の集中防止 工場等制限区域について、大規模工場、大学等の施設の新増設を制限			大阪湾臨海地域、周辺地域の活力向上、東京一極集中の是正 大阪湾臨海地域の整備等に関する総合的な計画を策定・実施(税制・財政の特別措置)		
土地・社会資本整備・環境	積雪寒冷特別地域道路交通確保特別措置法(昭31法72)	交通安全施設等整備事業推進法(昭41法45)	国土利用計画法(昭49法92)		土地基本法(平1法84)	
	積雪寒冷地域における道路交通の確保、当該地域の産業振興、民生安定 五ヶ年計画策定、除雪、防雪、凍雪害の防止について特別措置(国の負担・補助割合の特例)	交通事故多発道路における交通環境改善、交通事故防止 交通安全施設等整備事業整備計画の策定・実施、負担・補助割合の特例	総合的・計画的な国土の利用を図る 国土利用計画の策定、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制		適正な土地利用確保、正常な需給関係と適正な地価形成を図るため土地対策を総合的に推進 基本理念、各主体の責務、土地施策の基本事項を定める	
	空港整備法(昭31法80)	下水道整備緊急措置法(昭42法41)	全国新幹線鉄道整備法(昭45法71)		Pf法(平11法117)	
	空港の整備、航空の発達に寄与 空港の設置、管理、費用の負担等を定める	下水道の緊急・計画的な整備促進、都市の健全な発達と公衆衛生向上、公共用水域の水質保全 下水道整備七ヶ年計画の策定・実施	高速輸送体系形成による国土の総合的・普遍的開発、国民経済の発展、国民生活の領域拡大、地域振興 建設線基本計画・整備計画決定、建設主体等の指名、調査、建設指示等による新幹線鉄道整備		民間資金・能力を活用した公共施設等整備の促進、効率的・効果的な社会資本の整備 基本・実施方針の策定、国有財産法の特例、無利子貸付け	
	国土開発幹線自動車道建設法(昭32法86)	住宅建設計画法(昭41法100)	都市公園等整備緊急措置法(昭47法67)		社会資本整備重点計画法(平15法20)	
国土の普遍的開発、産業の立地振興、国民生活領域の拡大、産業発展の基盤たる高速自動車交通網を形成 高速幹線自動車道の開設、新都市・新興村の建設等促進のため、予定路線・基本計画を定める	国民生活の安定・社会福祉の増進 住宅建設五ヶ年計画の策定・実施	都市公園等の緊急・計画的な整備促進、都市環境の改善、都市の健全な発達、住民の健康保持増進 都市公園等整備七ヶ年計画の策定・実施		社会資本整備事業を重点的・効果的かつ効率的に推進 社会資本整備重点計画の策定、実施		
道路整備緊急措置法(昭33法4)	公害対策基本法(昭42法132)	廃棄物処理施設整備緊急措置法(昭47法95)		環境基本法(平5法92)		
道路を緊急かつ計画的に整備し、道路交通の安全確保、円滑化 道路整備五ヶ年計画の作成・実施、道路特定財源、国の負担割合の特例を定める	公害対策の総合的推進を図り国民の健康を保護、生活環境を保全 公害防止に関する各主体の責務、環境基準、施策の基本事項、公害防止計画の作成について定める	廃棄物処理施設の緊急・計画的整備促進、生活環境改善と公衆衛生向上 廃棄物処理施設整備計画を策定・実施		環境保全の施策を総合的・計画的に推進 基本理念、各主体の責務、環境保全施策の基本事項を定める		
治山治水緊急措置法(昭35法21)	大気汚染防止法(昭43法97)	水質汚濁防止法(昭45法138)				
治山・治水事業の緊急・計画的実施による国土の保全・開発 治山治水事業七ヶ年計画の策定・実施	国民健康保護、生活環境保全、被害者の保護 工場等の事業活動、建築物解体等に伴うばい煙、粉じん排出等規制、有害物質対策の実施、損害賠償責任を定める	公共用水域、地下水の水質の汚濁の防止 工場等から公共用水域への水の排出及び地下水への水の浸透を規制、生活排水対策実施を推進、損害賠償責任を定める				
港湾整備緊急措置法(昭36)	騒音規制法(昭43)	自然環境保全法(昭47法85)				
経済基盤の強化、良好な港湾環境の形成を通じて周の生活環境を保全 港湾整備七ヶ年計画の作成・実施により、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施の促進	生活環境保全、国民の健康保護 工場等の事業活動、建設工事に伴う騒音を規制、自動車騒音の許容限度を定める	国民が自然環境の恵沢を広く享受、将来の国民に継承 自然環境保全基本方針の策定、保全地域等の指定、行為規制、保全事業の費用を定める				